

抽籤名簿	補充兵壯丁名簿	要員超過壯丁名簿	徵集延期壯丁名簿	徵集免除壯丁名簿	兵役免除壯丁名簿	令第七條ノ二ニ依ル陸海軍志願者ノ壯丁名簿	令第十二條又ハ令第十三條ニヨル志願採用者ノ壯丁名簿	其他ノ壯丁名簿
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
細則53	細則80	細則80	細則78	細則78	細則78	細則78	細則78	細則78
教育程度表	壯丁身長表	壯丁體重表	豫定要員徵集表	豫定徵集過不足表	現役兵補充兵配當表	徵兵令第二十一條徵集延期者名簿	在外國徵集延期者名簿	願屆級
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○
手續33	手續33	手續33	手續33	手續33	手續33	細則178	細則202	手續27

其ノ一

一年志願兵	一年現役兵	書類保管區分表
一年志願兵	一年現役兵	聯隊區司令部
一年志願兵	一年現役兵	郡役所
一年志願兵	一年現役兵	市役所
一年志願兵	一年現役兵	區役所
一年志願兵	一年現役兵	役町場村
一年志願兵	一年現役兵	參照條規
一年志願兵	一年現役兵	一志細則
一年志願兵	一年現役兵	一志細則
一年志願兵	一年現役兵	一志細則

一年志願兵入營延期類	一年志願兵事故止届	一年志願兵延期者名簿	一年志願兵令第二十七條ニ該ル者ノ名簿	一年志願兵志願者人名簿	一年現役兵師範學校在校屆同卒業届一年現役兵資格届	一年現役兵身體檢查受檢者連名簿	同 名簿	同 一年現役兵在校屆資格届	同 師範學校卒業届
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一志細則	一年細則	一志細則	一志細則	一志細則	一現細則	一現細則	一現細則	一現細則	一現細則
二一	二七	七〇	二二	一五五	一六〇	三、四	二二	二二	四

其ノ二

徵兵書類授受期日表						
種別	發送官	經由官	受領官	經由官	受領官	參照條規
壯丁人員表	市町村長	郡長	師團長	師團長	師團長	手續十、同第一機式細則十二、同三十四機式
一月二十日	一月二十日	一月二十日	一月二十日	一月二十日	一月二十日	四十五

種	類	發送官	經由官	受領官	參照	規
壯丁名簿	附錄	町村長	町村長	徵兵檢查時	徵兵官	細則十三、同十六乃至十九樣式、細則十四、手續十三乃至十五
壯丁名簿	附錄	市市長	市市長	同右	同右	細則十三、手續十四乃至十六
壯丁名簿	附錄	郡市長	郡市長	同右	同右	細則十三、手續十四乃至十六
前年假決者ノ壯丁名簿		町村長	町村長	三月一日	司令官	手續二十、同九樣式
特業者調査表		市市長	市市長	二月二十日	師團長	細則三十四、同三十五樣式
徵兵署開設日割表		司令官	司令官	三月卅一日	司令官	手續二十二、同十樣式
徵募區検査日割		郡市長	郡市長	十月二十日	司令官	細則九十一、九十二、九十三、同二十八樣式、手續七十九
現役兵(輸卒ヲ除ク)戶籍簿本		町村長	町村長	各期入營二 十日	司令官	手續七十九、細則九十三、同二十八樣式
右現役兵身上明細書補充		市市長	市市長	各期入營三 十日	司令官	手續七十二、同三十八樣式
兵役輜重輸卒ノ戶籍簿本		町村長	町村長	出願ノ際	師團長	手續七十二、同三十八樣式
右身上明細書		市市長	市市長	九月三十日	師團長	手續七十二、同三十八樣式
令第十二條志願者名簿		郡市長	郡市長		師團長	
徵兵検査報告及諸附表		徵兵醫官	徵兵醫官		師團長	

其ノ一

一年志願兵 書類授受期日表

種	類	發送官	經由官	受領官	參照	規
一年志願兵願書類		町村長	町村長	九月二十日	師團長	一志細則 六、三五
一年志願兵入營屆		町村長	町村長	八月卅一日	司令官	一志細則 三二
一年志願兵身上明細書		市市長	市市長	一月卅一日	聯隊長	一志細則 五一
一年志願兵出願人員表		市市長	市市長	三月卅一日	聯隊長	一志細則 五一
一年志願兵入營豫定人員連名簿		司令官	司令官	九月二十日	師團長	一志細則 一七
一年志願兵入營延期願		町村長	町村長	八月卅一日	司令官	一志細則 二二、二二
一年現役兵トシテ身體検査ヲ要スルモノ本籍氏名通知		市町村長	市町村長	一月卅一日	司令官	一現細則 三、四
同師範學校卒業屆		市町村長	市町村長	一月卅一日	司令官	一現細則 三、四
一年現役兵服役希望部隊通知		地方長官	地方長官	一月卅一日	司令官	一現細則 五三
一年現役兵名簿、同身體検査受檢連名簿		地方長官	地方長官	一月十日	師團長	一現細則 二二
一年現役兵身上明細書		地方長官	地方長官	三月二十日	師團長	一現細則 三二
一年現役兵検査報告		司令官	司令官	四月十五日	師團長	一現細則 二〇
一年現役兵結果表		聯隊長	聯隊長	五月十五日	師團長	一現細則 五四

其ノ二

徵兵適齡者豫備檢診規程

(明治四十一年十月三十日) (訓令甲第七十二號)

郡市役所
警察署
警察分署
町村役場

附註 明治四十五年三月訓令甲第一〇號、大正二年五月
同第一四號、五年二月同第一號改正

徵兵適齡者豫備檢診規程左ノ通之ヲ定ム

徵兵適齡者豫備檢診規程

第一條 徵兵適齡者(徵集延期者ヲ)ニ對シ「トラホーム」花柳病ノ有無ヲ檢診セシムル爲警察署ヲ各郡市ニ派遣ス各郡市ニ於ケル警察署檢診ノ年月日時場所及其ノ場所ニ集合スヘキ市町村名ハ毎年十月中之ヲ告示ス

第二條 市町村長前條第二項ノ告示ニ依リ其ノ市町村徵兵適齡者ノ檢診期日ヲ知リタルトキハ期日十日前ニ徵兵適齡者(壯丁名簿調製前ニ於テ)ノ在否ヲ調査シ左ノ手續ヲ爲スヘシ

一 現在者ニ對シ檢診日時及場所ニ注意シ受檢準備ヲ爲シシムルコト

二 不在者ノ居留地本縣管内ナルトキハ本人ニ對シ居留地市町村ニ於テ檢診ヲ受クヘキ旨ヲ通報シ同時ニ其ノ居留地市町村長ニ本人ノ居留所及徵兵適齡者ナル旨ヲ通報スルコト

三 不在者ノ居留地本縣管外ナルトキハ本人ヲシテ速ニ「トラホーム」花柳病ノ有無ヲ檢診シタル醫師ノ診斷書ヲ送付セシムルコト

第三條 市町村長ハ第一條第二項ノ告示指定ノ日時及場所ニ其ノ市町村ノ徵兵適齡者及第二條第二號ノ徵兵適齡者ヲ引率參集セシムヘシ

第四條 市町村長徵兵適齡者ヲ參集セシメタルトキハ各本人

ノ住所職業氏名年齢及戸主ノ氏名ヲ又不參者アリタルトキハ其ノ住所職業氏名年齢及戸主ノ氏名ノ外不參事由ヲ記載シ警察署ニ通告スヘシ但シ不參者本縣内他ノ市町村ニ於テ檢診ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ナルトキハ其ノ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第五條 市町村長ハ醫師ヲシテ他ノ市町村ニ於テ檢診ヲ受ケ又ハ受クヘキ者及所在不明者ヲ除クノ外其ノ市町村ノ檢診期日ニ檢診ヲ受ケサリシ徵兵適齡者ヲ速ニ檢診セシムヘシ

第六條 市町村長ハ前條ニ依リ檢診シタル徵兵適齡者中「トラホーム」又ハ花柳病患者アリタルトキハ本人ニ對シ治療注意書ヲ交付シ警察署ノ治療注意書ヲ交付シタル者ト共ニ全治ニ至ルマテ其ノ治療ヲ監督スヘシ

第七條 市町村長ハ前條第一項ニ依リ治療監督ヲ爲スヘキ患者ノ住所氏名病名(市町村長ニ於テ注意書ヲ交付シタル「トラホーム」患者ニ付テハ重症、中等症、輕症、疑症、花柳病患者ニ付テハ)ヲ檢診後三日内ニ町村長ハ郡長及警察署長又ハ警察分署長ニ市長ハ警察署長ニ通報スヘシ

第八條 郡長前條ノ通報ヲ受ケタルトキハ通報到着後三日内ニ別紙第一號様式ニ依リ町村長ヨリ治療注意書ヲ交付シタル患者數ヲ報告スヘシ

第九條 警察署長又ハ警察分署長ハ別紙第二號様式ニ依リ翌治療ヲ督勵セシムヘシ

裏		面	
月	日	月	日
十一月	十一日	十一月	十一日
十一月	十二日	十一月	十二日
十一月	十三日	十一月	十三日
十一月	十四日	十一月	十四日
十一月	十五日	十一月	十五日
十一月	十六日	十一月	十六日
十一月	十七日	十一月	十七日
十一月	十八日	十一月	十八日
十一月	十九日	十一月	十九日
十一月	二十日	十一月	二十日
十一月	二十一日	十一月	二十一日
十一月	二十二日	十一月	二十二日
十一月	二十三日	十一月	二十三日
十一月	二十四日	十一月	二十四日
十一月	二十五日	十一月	二十五日
十一月	二十六日	十一月	二十六日
十一月	二十七日	十一月	二十七日
十一月	二十八日	十一月	二十八日
十一月	二十九日	十一月	二十九日
十一月	三十日	十一月	三十日
十一月	三十一日	十一月	三十一日

五分

四分五分

四分

●徴兵處分ヲ受クヘキ所在不明者
調査規程

(明治四十年七月五日
訓令甲第二十七號)

郡市役所
町村役場
警察署
同分署

明治四一年訓令甲第三三號改正

徴兵處分ヲ受クヘキ所在不明者調査規程左ノ通定ム

第一條 郡市長、町村長、警察署長、警察分署長ハ隨時管内

第八編 兵事 第二章 徴兵、志願兵

ノ徴兵終決處分未濟者及徴兵相當者ニシテ所在不明ナル者ノ調査ヲ爲スヘシ

第二條 郡市長ハ毎年所管内ニ於ケル所在不明ノ徴兵終決處分未濟者ノ原籍氏名生年月日等ヲ第一號様式ニ準シ取調ヘ九月五日迄ニ當廳ニ報告シ同時ニ所轄警察署長、警察分署長ニ通報スヘシ

前項ノ徴兵終決處分未濟者ニシテ死亡、徴兵處分濟、滿四十歳超過等ノ爲爾後調査ヲ要セサル者ヲ生シタルトキハ其ノ時々前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第三條 郡市長ハ毎年一月ニ於テ其ノ年徴兵相當者ニシテ所在不明ナル者ヲ調査シ第二號様式ニ準シ二月二十日限り當廳ニ報告シ同時ニ所轄警察署長、警察分署長ニ通報スヘシ

第八編 兵事 第一章 徵兵、志願兵

第四條 郡市長、町村長、警察署長、警察分署長ハ第一號ノ調査ニ關シ常ニ相互ニ聯絡ヲ保持シ且ツ必要ノ事項ハ時機ヲ失セス適當ノ處置ヲ爲スヘシ

第五條 第一條ノ調査ニ關シテハ明治四十年陸軍省訓令甲第一號第四條第五條ニ準據スヘシ

第六條 郡市長、町村長、警察署長、警察分署長ハ第三號様式ニ準シ徵兵終決處分未濟所在不明者ノ名簿ヲ課製シ常ニ

其ノ異動ヲ加除訂正スヘシ

附則

明治三十五年以後明治三十九年以前ニ係ル所在不明ノ徵兵終決處分未濟者ニ關シテハ本年ニ於テ本規程ノ手續ヲ爲スヘシ

明治三十四年以前ニ係ル所在不明ノ徵兵終決處分未濟者ニ關シテハ明治四十一年ニ於テ本規程ノ手續ヲ爲スヘシ

第一號様式

所在不明ノ徵兵終決處分未濟者人名報告(通報)

(所在不明ノ徵兵終決處分未濟者中爾後調査ヲ要セサル者人名報告)(通報)

年	徵兵適齢	摘	要	原籍	身分	戸主又ハ戸主トノ續柄	生年月日

右報告(通報)候也

年月日

宛

郡 (市) 長

備考

一 摘要欄ニハ其ノ失蹤ノ事由者ハ調査ヲ要セサル事由ヲ簡明ニ記載スヘシ

第二號様式

明治

年徵兵相當者中所在不明者人名報告(通報)

原身	籍分	戸主又ハ戸主トノ續柄	氏	名	生年月日

右報告(通報)候也

年月日

宛

郡 (市) 長

第三號様式

徵兵終決處分未濟所在不明者名簿

年	徵兵適齢	摘	要	原籍	身分	戸主又ハ戸主トノ續柄	生年月日

第八編 兵事 第一章 徵兵、志願兵

ニ當リ翌年更ニ身體検査ヲ受クヘキ者アルトキハ毎年十二月十五日迄ニ新ニ調製セル戶籍簿本ヲ徵シ知事ニ差出スヘシ

爾後入營迄ノ間ニ於テ其ノ戶籍ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度前項ニ準シ届出シムヘシ

第四條 師範學校長ハ徵兵適齡年ニ當ル者若ハ前年假決者ニシテ其ノ年一年現役兵身體検査期日後徵兵検査前師範學校ニ入校シタル者アルトキハ師範學校、部、卒業豫定年月日本籍、氏名、生年月日ヲ速ニ知事ニ報告スヘシ

第五條 一年現役兵身體検査日時及場所ハ在校者 師範學校ヲニ在ラサルニ在リテハ師範學校長、在職者ニ在リテハ其ノ小學校所在地ノ郡市長ニ達ス

前項ノ達ヲ受ケタル師範學校長又ハ郡市長ハ之ヲ本人ニ達シ検査場ニ出頭セシムヘシ
一年現役兵ニ關スル證書及入營命令書ノ交付方法等モ亦前項ニ準ス

第六條 師範學校長ハ在校者 師範學校ヲ卒業シ教職ニシテ其ノ年一年現役兵トシテ入營スヘキ者ニ付郡市長ハ其ノ管内在職者ニシテ其ノ年一年現役兵トシテ入營スヘキ者ニ付徵兵事務條例施行細則第九十二條ニ準シ一年現役兵身上明細書ヲ調製シ毎年二月末日迄ニ知事ニ差出スヘシ

第七條 細則第三十八條、同第四十條ニ依ル願届書ハ在職學校長及其ノ地ノ郡市町村長ヲ經由スヘシ

第八條 師範學校長ハ毎年二月末日迄ニ四月一日以後翌年三月三十一日迄ニ師範學校ヲ卒業スヘキ者ノ豫定人員表(細則第十榜式)ヲ知事ニ差出スヘシ

第九條 師範學校長及小學校長ハ毎年一年現役兵トシテ入營スヘキ者ニ付其ノ希望スル服役部隊 卒業シタル師範學校所ノ師管内ノ歩兵聯隊ニ限ルヲ取調ヘ毎年二月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ
但シ前年身體検査ヲ受ケタル者ニ對シテハ新ニ調製シタル戶籍簿本ヲ徵シ之ヲ添附スヘシ

第十條 一年現役兵トシテ現役ニ服スヘキ者現役中ノ者又ハ其ノ現役ヲ終リタル者ニシテ徵兵令第十四條第五項ニ當ル者アルトキハ當該學校長又ハ徵兵令第二十五條ノ二第二項ニ依ル届出ヲ受理シタル市町村長ハ直ニ知事ニ報告スヘシ

附則

明治四十一年二月訓令甲第十一號陸軍六週間現役兵取扱規程ハ之ヲ廢止ス

大正七年法律第二十四號第七項ノ規定ニ依リ陸軍六週間現役兵ニ服スヘキ者ノ取扱ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第二章 徵發、演習

●徵發供給手續

(明治十六年五月五日) 甲第三十號

明治十五年(八月)第四十三號布告徵發令第十二條第一項ニ係ル物品徵發ノ際供給便宜ノ爲徵發供給手續別冊之通相定メ候條此旨布達候事

(別冊)

徵發供給手續

第一條 徵發供給手續ハ徵發令第十二條第一項ノ米麥秣藁鹽味噌醬油漬物梅干及薪炭ヲ徵發セラルルニ際シ便宜ノ爲豫定スル者ニシテ第二項以下ノ物件ヲ徵發セラレタルトキハ別ニ郡長又ハ(戶長)ニ於テ指示スル所ノ方法ニ依リ供給スルモノトス

第二條 徵發ヲ受ケタルトキハ徵發事務條例第十一條及第十二條ニ依リ直ニ一郡若ハ數郡ニ賦課スヘシ其ノ賦課ヲ受ケ

第八編 兵事 第二章 徵發、演習

タル郡長ハ速ニ其ノ處置ヲ爲シ其ノ賦課シタル町村ノ名及量數ヲ縣廳ニ報告スヘシ

第三條 前條賦課ヲ命スルトキハ第一號賦課ノ證ヲ付與スヘシ而シテ輸送既ニ終ハリタルトキハ其ノ地出張官吏ヨリ第二號受領證票ヲ交付スヘシ但シ郡長ノ(戶長)ニ於ケルモ亦同シ

第四條 (戶長)ハ人民ヨリ物品供給シタルトキ及物品輸送ノ爲使用シタル人夫等各自ニ受領證票 臺帳ト割印スヘシヲ交付スヘシ其ノ料紙及書式ハ適宜豫定シ郡長ニ届出ツヘシ

第五條 第三條ノ受領證票ハ物品輸送地ニ於テ物品調査ノ上第一號證書ト交換スヘシ但シ郡長ノ(戶長)ニ於ケルモ亦同シ

第六條 第三條賦課ノ證書ハ郡長ニ付スヘシト雖時機切迫其ノ手續ヲ爲ス能ハサルトキハ直ニ(戶長)ニ付スルコトアルヘシ但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ旨通知スヘシ

第七條 徵發物品差出場所ハ徵發事務條例第三十九條ニ依リ陸海軍官憲之ヲ指定シタルトキハ第三號數形ニ依リ通達ス

ハシ郡長ハ速ニ「月長」ニ通達スヘシ

第八條 第一條ノ物品ヲ差出場所へ輸送スルハ徵發令第三十

條及徵發事務條例第四十條ニ依リ管内人民ノ負擔トス故ニ
之カ爲ニ要スル費用ハ其ノ時々徵收支出スルモノトス郡長
及「月長」ハ臨時徵收ニ應スル爲便宜ノ方法ヲ豫定スヘシ

第九條 第一條ノ物品ヲ賣買スル者ハ臨時徵發ヲ課セラレタ
ルトキ便宜ノ爲豫テ「町村」又ハ數町村同業者申合セ組合ヲ
定メ總代人ヲ選ミ其ノ姓名等「月長」へ届出「月長」ヲ經テ縣
廳へ届出ツヘシ但シ甲乙商業ヲ異ニスルモ交互業務スルハ
營業者ノ適宜タルヘシ

第十條 總代人ノ任期及人員ハ同業者ノ適宜タルヘシ

第十一條 總代人疾病事故等ニ依リ從事スルコト能ハサルト
キハ更ニ同業者ノ協議ヲ以テ代人ヲ選ミ第九條ノ手續ヲ爲
スヘシ但シ任期中事故アリ辭退スルモ後任者確定セザレハ
其ノ義務解ケサルモノトス

第十二條 總代人ハ組合中各自ノ商業族籍姓名等ヲ「月長」ニ
届出ツヘシ其ノ異動スル毎ニ亦同シ

第十三條 總代人ハ商用等ニテ他行三十日以上ニ及フトキハ

代人ヲ定メ「月長」ニ届出ツヘシ

第十四條 總代人ハ臨時徵發ヲ課セラレタルトキ速ニ供給ニ
應スルノ順序ヲ豫定スヘシ

第十五條 總代人ヲ定メ難キ事情アル者ハ事實ヲ申出「月長」
ノ指揮ヲ受クヘシ但シ總代人ヲ置カサルトキハ第九條及第
十二條第十三條ノ届出手續ハ各自之ヲ爲スヘシ

第十六條 「月長」ハ左ニ掲クル名簿ヲ役場ニ備置キ異動アル
毎ニ加除訂正スヘシ

- 一 米麥商名簿
- 一 鹽味噌醬油商名簿
- 一 漬物梅干商名簿
- 一 薪炭秣糞商名簿

第十七條 「月長」ハ部内營業人前一年中賣買高ヲ取調第五
號雛形ニ依リ物品賣買表ヲ製シ船舶表ト共ニ郡長ニ差出シ
郡長ハ部内ニ係ル概覽表ヲ製シ徵發物件表ト同時ニ差出ス
ヘシ

第十八條 「月長」ハ徵發ニ應シタル物品量數及姓名等ヲ登記

スル爲賦課臺帳及徵發物品ヲ差出場所へ輸送人夫姓名並使
用日時ヲ登記スル爲人夫臺帳ヲ製シ豫テ役場ニ備置クヘシ

第十九條 「月長」ハ徵發ノ賦課ヲ受ケタルトキハ總代人ト共
ニ營業者ニ就キ各自ノ物品ヲ調査シ供給ニ應セシメ速ニ指
定ノ場所ニ輸送出張郡吏ニ引渡シ其ノ旨郡長ニ報告スヘシ
但シ第六條ノ場合ニ於テハ縣廳ニ報告スヘシ

各村「月長」ヨリ輸送ノ物品賦課ノ量數ニ滿ツルトキハ其ノ
地出張郡吏ヨリ直ニ本縣官吏ニ引渡スヘシ

第二十條 「月長」ハ前條賦課ノ量數不足スルトキハ理由ヲ詳
記シ速ニ郡長ニ報告スヘシ此ノ場合ト雖既ニ賦課シタル物
品ハ速ニ指定ノ場所ニ輸送シ出張郡吏ニ申出ツヘシ郡長ハ
此ノ報告ヲ受ケタルトキハ速ニ他ノ町村ニ賦課シ全數ニ滿
タシムヘシ若シ他ニ賦課スヘキ町村ナシト思量スルトキハ
徵發事務條例第十二條ニ依リ報告ス可シ

第二十一條 郡長「月長」及總代人ハ供給終ハリタルトキハ速
ニ賠償金請求ノ手續ヲ爲スヘシ然レトモ縣廳ハ徵發事務條
例第四十二條ニ依リ請求スルカ故ニ陸海軍官憲ヨリ金員回
送ノ後ニ非サレハ下付セサルモノトス

第二十二條 賠償金ヲ請求スルトキハ曾テ「月長」ヨリ交付シ

タル受領證票寫ヲ添へ總代人ヨリ「月長」ニ申出ツヘシ「月

長」ハ臺帳ト照較主任者檢印部内ヲ一括シタル第四號計算
書及郡吏ヨリ交付シタル受領證票寫ヲ添へ郡長へ申出ツヘ
シ郡長モ亦同様ノ手續ヲ以テ縣廳へ申出ツヘシ但シ第六條
ノ場合ニ於テハ「月長」ヨリ直ニ縣廳へ申出ツヘシ

第二十三條 賠償金ヲ下付スルハ賦課證書ハ臺帳ト受領證票
ヲ根據トス故ニ受領證票ナキモノハ一切下付セサルヘシ但
シ水火盜難其ノ他確乎タル證據アルモノハ下付スヘシト雖
此ノ場合ニ於テハ二名以上ノ證人連署「月長」奥書ノ上郡長
へ願出ツヘシ郡長ハ之ヲ審查シ適宜處分スヘシ

郡長ハ縣廳ヨリ「月長」ハ郡長ヨリ交付シタル受領證票ヲ遺
失紛失又ハ破損シタルトキハ事實ヲ具シ縣廳へ申出ツヘシ
此ノ場合ニ於テハ主任者其ノ責ニ任スヘシ

第二十四條 賠償金ハ曾テ交付シタル受領證票ト交換スルモ
ノトス故ニ別ニ領收證ヲ要セサルヘシ但シ郡長「月長」ハ金
員領收スルトキハ適宜ノ手續ヲ以テ即日還納郡長ハ縣廳
スヘシ

第二十五條 徵發物品ヲ差出場所へ輸送人夫ノ賃金ハ徵發令
第三十八條及徵發事務條例第四十五條ニ準シ支給スヘシ但

第八編 兵事 第二章 徵發、演習

シ平常ノ賃價ハ月長ノ申出ニ依リ郡長確認ノ上差出スヘシ

輸送人夫ノ賃金子請求又ハ交付スル等ノ手續ハ第二十條乃

第一號ノ一

至第二十三條ニ準スヘシ但シ郡長〔月長〕ハ第二十三條ヲ適用セズ領收證ヲ差出スヘシ

第二號ノ一

<p>甲第 號</p> <p>賦課之證</p> <p>一 支米 幾百石</p> <p>一 精米 幾拾石</p> <p>一 麥 幾百石</p> <p>前書之通徴用相成候條其ノ郡内ニ於テ賦課ノ某月日時可相渡事</p> <p>年月日時</p> <p>三重縣令姓名印</p> <p>郡長宛</p>		<p>甲第 號</p> <p>受領證票</p> <p>一 支米 幾百石</p> <p>一 精米 幾拾石</p> <p>一 麥 幾百石</p> <p>内 大麥 幾百石</p> <p>小麥 幾拾石</p> <p>右正ニ領收候也</p> <p>年月日時</p> <p>主任官姓名印</p> <p>郡長宛</p>	
--	--	--	--

第一號ノ二

第二號ノ二

<p>乙第 號</p> <p>賦課之證</p> <p>一 鹽 幾拾石</p> <p>一 味噌 幾貫目</p> <p>一 醬油 幾拾石</p> <p>前書之通徴用相成候條其郡内ニ於テ賦課ノ某月日時可相渡事</p> <p>年月日時</p> <p>三重縣令姓名印</p> <p>郡長宛</p>		<p>乙第 號</p> <p>受領證票</p> <p>一 鹽 幾拾石</p> <p>一 味噌 幾貫目</p> <p>一 醬油 幾拾石</p> <p>右正ニ領收候也</p> <p>年月日時</p> <p>主任官姓名印</p> <p>郡長宛</p>	
---	--	--	--

第八編 兵事 第二章 徵發、演習

第一號ノ三

丙第 號	賦課之證
一漬物	幾貫目
一梅干	幾貫目
前書之通	
年月日時	
郡長宛	三重縣令姓名印

第二號ノ三

丙第 號	受領證票
一漬物	幾貫目
一梅干	幾貫目
右正ニ	
年月日	
郡長宛	主任官姓名印

第一號ノ四

丁第 號	賦課之證
一秣芻	幾貫目
一薪	幾貫目
一炭	幾貫目
前書之通	

第二號ノ四

丁第 號	受領證票
一秣芻	幾貫目
一薪	幾貫目
一炭	幾貫目
右正ニ	

第八編 兵事 第二章 徵發、演習

第三號

第 號

本月某日甲第幾號賦課之物品其ノ郡某町村へ速ニ輸送該地出張本縣官吏へ可引渡事

年 月 日

郡 長 宛

三重縣令姓名印

第四號

賠償金計算書

合金何程

品 種	量 數	金 額	三ヶ年平均	證 票 番 號	町 村 數 及 日 人 數
支 米	何 石	何 程	何 程	甲 第 何 號	何 拾 町 村
醬 油	何 貫 目	何 程	何 程	乙 丙 丁	何 拾 何 日 半
漬 物	何 貫 目	何 程	何 程	平均代價ナシ	何 拾 何 日 半
秣 糞	何 拾 人	何 程	何 程	何 程	何 拾 何 日 半

前書之通相違無之依テ御渡シ相成度候也

年 月 日

郡長姓名印

第五號

三重縣令姓名殿

戶長ノ郡長ニ於ケルモ亦之ニ同シ

品 種	類 別	買 入 高	賣 拂 高	前 年 殘 高	一 月 現 在 高	某 郡 役 所 (或ハ) 某 町 戶 長 役 場	幾 人	町 村 數
支 米	米	石 斗						
精 米	米	石 斗						
鹽 噌	油	石 斗						
醬 油	油	石 斗						
漬 物	漬 物	石 斗						
梅 斗 樽	樽	石 斗						
麥 斗	斗	石 斗						
秣 斗	斗	石 斗						
薪 斗	斗	石 斗						
炭 斗	斗	石 斗						

第八編 兵事 第二章 徵發、演習

備考

- 一 第一號第二號證書ノ料紙ハ西洋紙ニシテ堅五寸横七寸而シテ不動文字及品種ヲ印刷シ置ク故ニ不用ノ品アル時ハ未消シ主任檢印スヘシ
- 一 第三號第四號第五號料紙ハ美濃紙ヲ用ウヘシ

●陸海軍諸隊演習又ハ行軍ノ節取

扱方

(明治二十二年十月一日)
(訓令第九十二號)

郡	市	役	所
町	村	役	場

陸海軍諸隊演習及行軍ノ節左ノ各條ニ依リ取扱フヘシ

第一條 團隊又ハ艦隊ヨリ演習行軍ノ通知アルトキハ之ヲ郡長ニ通達ス郡長ハ關係ノ町村長ニ通達シ郡吏ヲ派出シ休泊等總テ差支ナキ様致スヘシ但團隊又ハ艦隊ヨリ直ニ通知ヲ受ケタルトキ又ハ第二條ノ町村長ヨリ報告ヲ受ケタルトキハ本文ニ準シ取扱テナシ其旨縣廳ニ報告スヘシ

第二條 町村長ニ於テ前條ノ達ヲ受ケタルトキハ速ニ部内人民ニ告達シ軍隊ニ對シ粗略ノ所爲無之様懇諭スヘシ但團隊又ハ艦隊ヨリ直ニ通知ヲ受ケタルトキハ本文ニ準シ取扱テナシ其旨所屬郡役所ヘ報告スヘシ

第三條 市ハ市長ニ於テ前各條ニ準シ取扱テナスヘシ團隊又ハ艦隊ヨリ直ニ通知ヲ受ケタルトキハ其旨縣廳ニ報告スヘシ

第四條 市町村長ハ豫メ徵發事務條例第二十八條ニ準シ其部内各家屋ノ疊敷庭園ノ員數並持主姓名等ヲ記シタル略圖ヲ備ヘ置キ軍隊ノ宿舍ニ當リタルトキ之ヲ先發官ニ差出シ同官ノ差圖ヲ受クヘシ

第五條 米麥秣薪炭飲水其他需用物品購求ノ通知アルトキハ差支ナキ様取扱テナスヘシ

第三章 召集、在郷軍人

●陸海軍召集徵發及雇傭事務檢閱

規程

(大正八年十一月二十五日)
(訓令甲第四十四號)

郡	役	所	
市	役	所	
警	察	署	
同	分	署	
町	村	役	場

陸海軍召集、徵發及雇傭事務檢閱規程左ノ通定ム

陸海軍召集、徵發及雇傭事務檢閱規程

- 第一條 知事ハ臨事部下官吏ヲシテ所屬官衙公署ニ於ケル陸海軍召集、徵發及雇傭事務ノ整否ヲ檢閲セシム
- 第二條 郡長ハ毎年度始メニ於テ町村役場ニ於ケル陸海軍召集、徵發及雇傭事務ノ檢閱豫定計畫ヲ定メ四月十五日迄ニ

第八編 兵事 第三章 召集、在郷軍人

知事ニ報告シ且縣區司令官並海軍人事部長ニ通報スヘシ

前項ノ檢閲ヲ終リタルトキハ一ヶ月以内ニ其ノ狀況ヲ詳細知事ニ報告シ且縣區司令官並海軍人事部長ニ通報スヘシ

附 則

大正三年三月三重縣訓令甲第六號ハ之ヲ廢止ス

●陸海軍人數調査ノ件

(明治四十三年四月二十二日)
(訓令甲第十五號)

郡	役	所	
市	役	所	
町	村	役	場

毎年十二月三十一日ノ現在ニ依リ陸海軍人數ヲ調査シ左記様式ニ據リ町村長ハ翌年二月二十日迄ニ郡長ヘ差出シ郡市長ハ同三月十日迄ニ知事ヘ差出スヘシ

但明治二十三年(十一月)三重縣訓令甲第九十六號ハ廢止ス

種別		陸		軍		海		軍		第一國	合計
現役	豫備役	後備役	補充兵役	現役	豫備役	後備役	補充兵役	民兵役			
計											
兵卒											
下士											
准士官											
將校及同相當官											

備考

- 一 陸海軍諸生徒ハ「何學校生徒何人」ト備考ニ掲記スヘシ
- 二 休職停職(海軍ハ)將校同相當官准士官及歸休兵ハ現役欄ニ掲記スヘシ

陸海軍人表 明治 年十二月三十一日調 何何 町郡 (市) (村)

第四章 雜

● 入營者ヲ送ルニ輕佻浮薄ノ行ヲ爲ササル様注意ノ件

(明治三十二年十一月七日) 訓令甲第九十七號

近年徵兵ノ選ニ當リ入營セントスル者ノ爲其ノ親戚郷黨相集リ酒宴ヲ張り動モスレハ會飲連宵或ハ競ヒテ旌旗ヲ樹テ燈球ヲ掲ケ外觀ノ華美ヲ街フニ至ルモノアリ此ノ習俗タル明治ニ十七八年戰役ノ際尙武ノ氣風頓ニ興リ軍人ヲ優遇スルコト更ニ厚キヲ加ヘタルニ出ツルモノニシテ其ノ意洵ニ嘉シト雖而モ金錢ヲ消費シ奢侈逸樂ヲ事トスルニ至リテハ適サニ本初ノ主意ニ悖ルノミナラス踵テ許多ノ弊害ヲ醸サントス是レ最モ慎マサルヘカラス且ツ夫レ軍人ノ質素ヲ守ルヘキハ曾テ下シ給ヘル 聖諭ニ依リ炳焉トシテ明ナル所ナレハ夫ノ徒ヲニ浮

郡市役所 町村役場

華驕奢ニ流ルルカ如キハ固ヨリ軍人ヲ待ツノ道ニアラサルヲ信ス仍テ自今以後入營者ヲ送ラントスルニハ各其ノ分ヲ奮ミ致テ輕佻浮薄ノ行ヒテ爲シ本旨ヲ誤ルコト勿カラシメンコトヲ期スヘシ

● 海軍下士卒免官免役トナリ其後原籍變更改姓死亡又ハ處刑ノ者報告方

(明治三十九年一月九日) 訓令甲第二號

海軍下士卒ニシテ明治三十七年二月六日以降免官、免役トナリ其ノ後原籍變更、改姓、死亡又ハ處刑ノ者アルトキハ左表ニ依リ町村役場ハ郡役所ニ郡市役所ハ當廳ヘ直ニ報告スヘシ

郡市役所 町村役場

様式

摘要	免官年月日	免官免役ノ際ニ於ケル本人ノ在籍ノ鎮守府名	原籍地	原官職	氏名

備考

摘要欄ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- (一) 原籍變更シタルモノハ轉籍地及其ノ年月日
- (二) 改姓シタルモノハ新姓及改姓ノ年月日
- (三) 死亡ノモノハ死亡ノ年月日
- (四) 處刑ノモノハ刑名並判決ノ年月日

●陸軍豫備役後備役補充兵役ニ在ル官吏及公吏ニシテ兵事事務ヲ主管スル者等報告方

(大正二年七月十一日訓令甲第二十號)

郡役所

市役所
町村役場
陸軍豫備役、後備役又ハ補充兵役ニ在ル者ニシテ帝國議會ノ議員、縣郡市町村ノ官(公)吏ニシテ兵事事務ヲ主管スル者一人並公立小學校長同正教員タル者ハ其ノ官職氏名等ヲ左記様式ニ依リ在職地ノ郡市町村長ニ於テ取調町村長ハ毎年八月二

十日迄ニ郡長ニ郡市長ハ同月三十一日迄ニ知事ニ報告シ爾後翌年ノ通報期迄ニ新任轉免等ノ異動アルトキハ其ノ都度報告スヘシ

明治四十一年三重縣訓令甲第二十六號ハ之ヲ廢止ス

大正二年縣訓令甲第二十號ニ依ル人名調査		大正何年何月何日調		郡市町村
現官職名	兵役官名兵種等級ハ	徵集年	本籍	氏名
何	(豫備) (後備) (步兵) (騎兵) (一等卒) (長)	明治何年	何縣何郡何町村大字何々番	何

第九編
社
寺

目次

第九編 社 寺

第一章 神職及僧侶

○神官ハ衆議院議員選舉ニ關與スヘカラサル件	明二七	訓令甲	一一
○神官ハ葬儀ニ關係セス	明一五	甲	三九
○縣社以下神社ノ神職ハ各其神社鎮座ノ市町村内ニ居住セシムルノ件	明三三	訓令甲	九七
○縣社以下神社神職候補者推薦ノトキ取扱方	大七	訓令甲	四
○縣社以下神社神職缺員中代務者選定方	大正元	訓令甲	一七
○縣社以下神社神職ニシテ他ノ業務ヲ兼營スル者届出方	明三〇	訓令甲	一二
○縣社以下神社神職職務上調製スヘキ書面ニ職印押用ノ件	明三〇	訓令甲	三七
○神社神職交替ノ節社務受渡規程	明三〇	訓令甲	九一
○縣社以下神社ノ神職旅行ニ關スル件	明三九	訓令甲	五二
○官國幣社神職尋常及社司社掌試験施行細則	明二九	告示	一一
○縣社以下神社神職俸給ニ關スル規程	大七	縣令	二

目次 第九編 社 寺 神職及僧侶

目次 第九編 社寺 氏子及檀信徒 祭祀、禮拜

○僧業ヲ廢シタル者届出方.....	明八	地	二〇三	一五
○僧尼住職中寺院へ居住方ノ件.....	明九	地甲	九	一五
○寺院副住職設置方.....	明九	地甲	三	一五
○各宗寺院住職新任ノ者届出方.....	明三〇	縣令	五六	一六
○郡市内ニ於ケル各宗派寺院住職ノ現數調査報告方.....	明三〇	訓令甲	九〇	一七
○社寺總代人選定届出方.....	明二四	縣令	二七	一九
○社寺總代人選舉届ハ神官住職ノ連署ヲ要スヘキ件.....	明二四	訓令甲	九八	一九
○諸神社神輿渡御ノ節供奉者帶刀届出方.....	明一	地甲	三九	二
○鄉村社神祭等群集雜沓ノ節届出方.....	明一〇	天甲	二六	二

第二章 氏子及檀信徒

第三章 祭祀、禮拜

第四章 財産、會計

○會計ニ關スル規定ヲ各神社ニ適用ノ件.....	明四一	縣令	一〇九	二三
○縣社以下神社財産登録及管理並會計ニ關スル細則.....	明四一	縣令	一一〇	二三
○寺院財産ニ關スル出願方ノ件.....	明二四	告示	一六	四〇
○寺院修繕其ノ他寺用ノ爲借財抵當書入ノ節取扱方.....	明一〇	地甲	五	四〇
○社寺持添ノモノヲ抵當ト爲ス場合ニハ縣廳ノ認可ヲ得ヘキ件.....	明一二	甲	一〇二	四〇
○社寺ノ財産ヲ賣買又ハ抵當トナサントスル場合管長ノ添書ヲ要スヘキ件.....	明一七	甲	九九	四一
○社寺持添ノ地所建物等賣買讓與又ハ抵當ト爲ス場合ニ關スル件.....	明二〇	縣令	四一	四一
○縣社以下ノ神社ニシテ金穀ノ借入ヲ要スル場合認可ヲ受クヘキ件.....	明三七	訓令甲	一四	四二
○社寺持添ノ地所建物及什器類公賣處分ニ付セラレタルトキ届出方.....	明二三	縣令	三五	四二
○社寺持添ノ地所建物等競賣處分ニ付シタルトキ縣廳へ報告方.....	明二三	訓令甲	五四	四二
○社寺ノ什物寄附物品ヲ賣却又ハ抵當等ノ處分ヲ認可シタルトキ報告方.....	明三〇	訓令甲	八六	四二
○社寺什物取調届出方.....	明二〇	訓令	四二	四四
○市町村費ヲ以テ縣社以下ノ神社ニ對シ經費ヲ補助セントスル場合認可ヲ受クヘキ件.....	明四三	訓令甲	四三	四六

目次 第九編 社寺 財産、會計

○神饗幣帛料供進神社指定.....	明三九	告示 三八〇	四七
○同上ノ件.....	大正元	告示 五八	五八
○同上ノ件.....	大三	告示 六七	六〇
○同上ノ件.....	大四	告示 二〇	六〇
○同上ノ件.....	大四	告示 三一九	六一
○同上ノ件.....	大五	告示 二三七	六一
○同上ノ件.....	大五	告示 三一二	六一
○同上ノ件.....	大五	告示 四二四	六二
○同上ノ件.....	大六	告示 六三	六二
○同上ノ件.....	大六	告示 四三三	六二
○同上ノ件.....	大七	告示 三八〇	六三
○同上ノ件.....	大八	告示 四二	六三
○同上ノ件.....	大八	告示 二一八	六三
○同上ノ件.....	大八	告示 二八三	六三
○同上ノ件.....	大九	告示 五二	六四
○同上ノ件.....	大九	告示 三九五	六四
○同上ノ件.....	大九	告示 三九六	六四

第五章 観覧料、寄附金及負債募集

○寺院及佛堂ノ観覧料金寄附金負債募集等ニ關スル件.....	大五	縣令 二一	六九
○同上ノ件.....	大一一	告示 七二	六四
○同上ノ件.....	大一一	告示 三〇三	六五
○同上ノ件.....	大一一	告示 三五四	六五
○同上ノ件.....	大一一	告示 四一五	六五
○同上ノ件.....	大一二	告示 一〇九	六五
○同上ノ件.....	大一二	告示 二〇二	六六
○同上ノ件.....	大一二	告示 二八〇	六六
○同上ノ件.....	大二三	告示 四六七	六六
○同上ノ件.....	大二三	告示 五五一	六六
○同上ノ件.....	大二三	告示 五八〇	六七
○同上ノ件.....	大三四	告示 一五	六七
○同上ノ件.....	大三四	告示 二七四	六七

目次 第九編 社寺 観覧料、寄附金及負債募集

第六章 土地、建物及境内

- 社寺境内樹木伐採ノ件……………明一五 乙 一八七 七三
- 社寺境内樹木伐採出願ノ節願書差出方……………明二〇 訓令 五九 七四
- 社寺境内ノ樹木等植樹法ヲ設ケ届出ツヘキ件……………明一五 乙 二〇四 七四
- 民有地社寺境内ノ樹木伐採セントスルトキ出願方……………明二四 縣令 三七 七五
- 官有地ニ係ル祠宇寺院境内ノ異動及伐木等出願方……………明一八 甲 一〇一 七五
- 社寺境内民有地使用及管理方法……………明二八 訓令甲 三四 七五
- 社寺境内ノ使用料竝竹木其ノ他ノ收入處分ノ件……………明二四 縣令 三〇 七五
- 神社寺院佛堂ノ舊境内官有地無償讓與ノ申請書記載方ノ件……………明四一 告示 三八一 七六
- 神社所有建物等登録ノ件……………明二九 訓令甲 四九 七六
- 社寺境外ノ土地又ハ官林ノ拂下ヲ受ケタルトキ届出方……………明二七 縣令 三 七七
- 縣社以下神社境内設備規程……………明四〇 縣令 三八 七七

第七章 寶物、古文書

- 社寺寶物古文書等目錄帳調製差出方……………明二二 乙 一〇〇 七九
- 社寺寶物古器物古文書目錄帳ノ物件加除ニ關スル件……………明二八 訓令甲 五七 八一

第八章 興廢、合併、移轉

- 神社寺院等創立再興復舊許可ノ分ニケ年以内ニ建設スヘキ件……………明一五 甲 一八四 八三
- 社寺ノ創立再興復舊公稱移轉廢合等出願手續……………明一五 乙 二二〇 八三
- 町村鎮座氏神變換ノ節届出方……………明一五 甲 一〇四 八四
- 神社ノ合祀ヲ奮勵シ整理ニ努メシムルノ件……………明四〇 訓令甲 五二 八五
- 離末本寺換届出方……………明一一 地甲 二一 八五

第九章 堂宇、教務所、說教所

- 會堂ノ設立ヲ出願セムトスル者願書差出方……………明三二 縣令 六六 八七

○教會堂設立者ヨリ願書ヲ受理シタル時進達方……………	明三二	訓令甲	九一	八七
○神佛道ニ屬スル致務所説教所ニ關スル件……………	明四三	縣令	五〇	八八
○宗教ノ用ニ供スル堂宇會堂説教所等ノ設立者又ハ管理者ヨリ願書ヲ受理シタルトキ進達方……………	明三二	訓令甲	七八	八八
○宗教ノ宣布ニ從事セムトスル者及宗教ノ用ニ供スル爲堂宇會堂説教所等ノ類ヲ設立セムトスル者願届書差出方ノ件……………	明三二	告示	一〇九	八八
○明治三十二年告示第九號ノ願届書差出方……………	明三二	縣令	六〇	九一

第十章 御陵墓

○諸王墳墓中奉祀子孫無キモノ取扱方……………	明一四	甲	一八	九三
○御陵墓所在未定ノ分取調ニ付人民私有地内古墳發見ノ節届出方……………	明一四	甲	二八	九三
○古墳ニ紛ラハシキ丘陵ハ狼リニ發掘相成ラサル件……………	明一六	甲	二八	九三

第十一章 名勝、舊蹟

○名勝舊蹟保存費補助規程……………	大六	縣令	二	九五
-------------------	----	----	---	----

第十二章 雜

○神社寺院失火ノ際詳悉取調具申方……………	明三一	訓令甲	五一	九七
○神社寺院ノ守札及神佛號記載ノ畫像等ハ其神社寺院ノ外出版相成ラサル件……………	明一五	甲	一六八	九七
○寺院佛像他へ持出開帳出願方……………	明一七	甲	二六	九七
○私祭ノ神祠佛堂へ衆庶參拜停止及出願方……………	明一〇	地甲	二	九八
○神社寺院ニ關スル願届出方……………	明二三	縣令	八	九八

第九編 社 寺

第一章 神職及僧侶

●神官ハ衆議院議員選舉ニ關與ス
ヘカラサル件

(明治二十七年二月十六日)
(訓令甲第十一號)

郡市役所
町村役場

衆議院議員ノ選舉ニ際シ祠官祠掌ハ自己享有ノ選舉權ヲ行フ
ノ外直接ト間接トヲ問ハス總テ政論ニ容喙シ朋黨ニ加盟シ選
舉ノ競争ニ關與ス可カラス專心一意本務ニ從事シ心得違ナ
キ様祠官祠掌ヘ嚴重訓諭スヘシ

●神官ハ葬儀ニ關係セス

(明治十五年二月十日)
(甲第三十九號)

自今神官ハ教導職ノ兼補ヲ廢シ葬儀ニ關係セサルモノトス但

第九編 社寺 第一章 神職及僧侶

府縣社以下ノ神官ハ當分從前ノ通候旨今般内務省ヨリ被達候
條此旨布達候事

●縣社以下神社ノ神職ハ各其神社
鎮座ノ市町村内ニ居住セシムル
ノ件

(明治三十三年十二月十八日)
(訓令甲第九十七號)

郡市役所
町村役場

明治三十一年(四月)三重縣訓令甲第三十四號左ノ通改正ス
縣社以下神社ノ神職ハ各其本務神社鎮座ノ市町村内ニ居住セ
シムヘシ

●縣社以下神社神職候補者推薦ノ
トキ取扱方

(大正七年一月十八日)
(訓令甲第四號)

第九編 社寺 第一章 神職及僧侶

郡 役 所
市 役 所
町 村 役 場

明治三十五年內務省令第四號府社縣社以下神社神職任用規則第十二條ノ神職候補者推薦書ニハ俸給支給見込額ヲ記載セシメ且市町村長ニ於テ左記事項ノ調査書ヲ作り之ヲ添付スヘシ但ノ被推薦者現ニ本縣内ニ奉職スル者ニ在リテハ本調査書ヲ書キ其ノ在職神社氏子總代者ハ崇敬者總代ノ承諾書ヲ添付セシムヘシ

明治三十五年三月三號縣訓令甲第十三號ハ之ヲ廢止ス

- 一 被推薦者ノ位勳功爵、本籍、住所、氏名、生年月日
- 二 府社縣社以下神社神職任用規則第二條各號ノ事實ノ有無

●縣社以下神社神職缺員中代務者選定方

(大正元年十二月二日)
訓令甲第十七號

郡 役 所

縣社以下神社神職缺員中祭典ニ際シ一時代務神職ヲ要スル場合アルトキハ氏子總代者ハ崇敬者總代ニ於テ相當代務者ヲ選定シ豫メ所屬郡市長ヘ届出シムヘシ
明治三十六年十月三號縣訓令甲第六十三號ハ之ヲ廢止ス

●縣社以下神社神職ニシテ他ノ業務ヲ兼ヌル者届出方

(明治三十年三月五日)
訓令甲第十二號

郡 市 役 所
町 村 役 場

縣社以下神社神職ニシテ自今他ノ業務ヲ兼ヌントスル者又ハ現ニ他ノ業務ヲ兼ヌル者ハ其旨當廳ヘ申出認可ヲ受クサスヘシ

●縣社以下神社神職職務上調製ス

ヘキ書面ニ職印押用ノ件

(明治三十年四月二十三日)
訓令甲第三十七號

郡 市 役 所
町 村 役 場

自今縣社以下神社神職ニシテ其ノ職務上調製スヘキ書面ニ職印ヲ押用シ苦シカラス最モ其ノ印影ハ方六分(曲尺)トシ職名苗字名ヲ彫刻セシムヘシ

●神社神職交替ノ節社務受渡規程

(明治三十年十月十五日)
訓令甲第九十一號

郡 市 役 所
町 村 役 場

縣社以下神社神職交替ノ節社務受渡規程左ノ通相定メ候條自今右ニ準シ受繼候様平素注意可致旨縣社以下神社神職並ニ氏子(氏子ナキハ信徒)總代人ヘ訓示スヘシ

第九編 社寺 第一章 神職及僧侶

社務受渡規程

- 第一條 縣社以下神社神職交替ノ節ハ其社氏子總代人立會ノ上一社毎ニ其社ノ仕來並ニ社務取扱ニ關スル一切ノ事件明細書ヲ以テ申繼クヘシ
- 第二條 傳來ノ寶物古文書什器及圖書籍冊等總テ目錄相添後職又ハ次席神職ヘ引繼クヘシ若シ次席神職ナク且退職後三十日ニ及ヒ後職補任ナキトキハ氏子總代人ヘ引繼クヘシ但授受ノ際關缺汚損等ノ物品有之目錄ニ引合ハサル者ハ其事故詳細相認メ新舊神職並ニ氏子總代人各其書面ニ檢印スヘシ
- 第三條 一社蓄積金並社入賽物等金穀ニ關スル引繼ハ夫々簿冊相添受拂等一層精密ニスヘシ但賽物等神職ノ收入ニ屬スル慣行アルモノハ本文ノ限リニアラス
- 第四條 受渡相濟次第新舊神職並氏子總代人連署其旨所屬郡市長ヘ届出ヘシ
- 第五條 左ニ掲ケル所ノ概目ニ準據シ各社ノ便宜ヲ以テ平素精密調査シ其書類相備置引繼ニ際シ錯雜遺漏ナカラシムヘシ

- シ
- 一 祭神記
- 一 鎮座記
- 一 祭典書類
- 附年中行事録ノ類
- 一 境内全圖
- 一 社地其他建物明細帳
- 附繪圖地券並ニ立木調書ノ類
- 一 社地沿革圖
- 一 同分間明細圖
- 一 攝末社明細帳
- 一 寶物並ニ傳來ノ什物古文書目錄
- 一 祭器具明細帳
- 一 社頭願何届留
- 一 明細書並ニ繪圖面其他官廳等へ調査進達シタル書類控
- 一 達書類
- 一 歳書目錄

- 一金穀受拂帳
- 一 經費受拂帳
- 一 社蓄積金明細帳

但他へ貸付又ハ預ケ置候向ハ貸付又ハ預ケ帳及ヒ證券等添付スヘシ

一何々
以上

●縣社以下神社ノ神職旅行ニ關スル件

(明治三十九年十一月二十日)
訓令甲第五十一號

郡市役所
町村役場

縣社以下神社ノ神職ニシテ三日以上ニ互ル旅行ヲ爲サルトスルトキハ豫メ其ノ事由ヲ詳具シ市ニ在テハ知事ニ郡ニ在テハ郡長ニ稟請シ許可ヲ受ケシメ其ノ旅行三日ニ滿タサルモノハ其ノ旨届出シムヘシ

明治三十年(七月)三重縣訓令甲第五十九號ハ之ヲ廢止ス

●官國幣社神職尋常及社司社掌試驗施行細則

(明治二十九年一月十四日)
告示第十一號

明治三十一年二月告示第一九九號改正

官國幣社神職尋常及社司社掌試驗規則施行細則左ノ通り相定ム

官國幣社神職尋常試驗施行細則

- 第一條 官國幣社神職試驗規則ニ依リ本縣ニ於テ行フ尋常試驗ハ必要アル時ニ際シ之ヲ執行シ其ノ期日及場所等ハ三十日以前ニ官報並ニ本縣公報ヲ以テ公告ス
- 第二條 官國幣社神職尋常試驗ニ於テハ委員長ノ許可ヲ受ケタル者ニアラサレハ入場スルヲ許サス
- 第三條 官國幣社神職尋常試驗委員長ハ受験人名簿ヲ調製シ各受験人ノ番號ヲ定メ之ヲ名簿ニ記入シテ其番號ヲ受験人ニ通知スルモノトス
- 第四條 官國幣社神職尋常試驗ハ試驗委員二名以上立會其面

第九編 社寺 第一章 神職及僧侶

前ニ於テ之ヲ行フ

- 第五條 受験人多クシテ同日ニ試験ヲ行フ能ハサルトキハ別ニ問題ヲ撰ミ試験期日ヲ異ニスルモノトス
- 第六條 試験室ハ午前八時五十分ニ開キ受験人ニ入ラシメ同九時ニ至リ之ヲ閉鎖シ試験中明ニ出入スルヲ許サス
- 第七條 官國幣社神職尋常試験問題ハ試験委員ニ於テ之ヲ撰ミ豫メ知事ヲ經テ内務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第八條 官國幣社神職尋常試験毎科ノ時間ハ左ノ如シ
- 口述 三十分間ツツ
- 筆答 作文ハ四時間其他ハ二時間ツツ
- 第九條 官國幣社神職尋常試験ハ言語動作禮宜主典ニ適任ナリヤ且其ノ問題ニ答フルハ確實敏捷ナリヤ否ヲ考察スヘシ
- 第十條 官國幣社神職尋常試験委員ハ其試験ヲ終リタル日ヨリ七日以内ニ其成績及第九條ノ考察書ヲ委員長ニ提供シ委員長ハ之ヲ知事ニ報告スルモノトス
- 第十一條 試験ノ結果合格ノモノハ三日以内別紙第一號様式ニ依リ合格證書ヲ交付シ其旨本縣公報ヲ以テ公告スルモノ

第九編 社寺 第一章 神職及僧侶

トス

第十二條 官國幣社神職尋常試験ハ各科目ノ點數一百ヲ以テ満點トシ各科目ノ點數ヲ通計シ得ル所ノ和ヲ科目ノ數ヲ以テ除シ其得タルモノヲ平均點數トシ其平均點數五十點以上ヲ合格トス但各科目ノ中一科五十點ニ達セサルモノアルトキハ尙落第トス

第十三條 官國幣社神職尋常試験願書ハ別紙二號様式ニ依リ試験期日十日前マテニ知事ヘ差出スヘシ

第十四條 官國幣社神職尋常試験願書ニハ別紙三號様式ニ依リ履歷書ヲ添付スルモノトス

第十五條 受験人試験執行ノ日時ニ出席セサルトキハ自ラ當期ノ試験ヲ受クル權利ヲ放棄シタルモノトシ其願書ハ無効トス

第十六條 受験人試験手續ニ關スル規則及官國幣社神職尋常試験委員ノ命令ヲ守ラサルトキハ當該委員ニ於テ試験場ヲ退出セシメ直ニ其旨ヲ官國幣社神職尋常試験委員長ニ報告シ其試験ヲ拒絕スルコトヲ得

六

第十七條 受験人ハ試験時間中漫リニ退場シタルトキハ當期ノ試験ヲ受クル權利ヲ放棄シタルモノトシ其願書ハ無効トス

第十八條 受験人ハ試験場ニ在テハ靜肅ヲ旨トシ舉措進退一ニ官國幣社神職尋常試験委員ノ指揮ニ遵フヘシ

第十九條 受験人ハ試験問題ニ就キ試験委員ニ質問スルコトヲ得ス

第二十條 受験人ハ試験定刻三十分前マテニ試験場ニ參集シ其旨試験委員ニ届出ヘシ

第二十一條 受験日ノ答辯書ハ其主意ヲ明瞭ニ記載シ文字ハ楷書若クハ行書ニテ記入スヘシ

第二十二條 受験人ハ答辯書ニ豫定ノ番號ヲ記シ其姓名ヲ掲クルコトヲ得ス

第二十三條 受験人ハ書類ヲ携帶シテ室内ニ入ルコトヲ得ス

二號様式

試験願書

族籍住所身分職業

(戶主ニ非ラサル者ハ)

戶主氏名 幾男又ハ兄弟等

姓 名

年月日生

私儀官國幣社神職志願ニ付官國幣社神職尋常試験相受度別紙履歷書御點檢ノ上御試験被成下度此段奉願候也

氏 名印

知事宛

三號様式

履歷書式 (用紙美濃紙)

何府縣華士族平民

姓 名

年號年月日

本籍

七

一號様式

第何號

氏 名

官國幣社神職尋常試験ニ合格

セシコトヲ證ス

年號月日

三重縣印

第九編 社寺 第一章 神職及僧侶

一 何府縣何國何郡區何町村何番地戸主又ハ何某男弟伯叔父等

(現ニ本籍地ニ居住スルトキハ(現今本地ニ居住)ノ數字ヲ本項ニ加記シ次項ノ現今寄留地ヲ省クヘシ)現今寄留地

一 何府縣何國何郡區何町村何番地(何某方)寄留住所ノ異動

一 何年何月何地ニ生レ何年何月マテ居住
一 何年何月何地ニ移轉シ何年何月マテ同所ニ居住

(右ノ居住ヲ移轉スル毎ニ之ヲ記載スヘシ)

學事

一 何年何月ヨリ何地何某ニ就キ又ハ官公私立何學校ニ於テ何學ヲ修メ何年何月ニ至ル所修ノ書籍大略何々

一 何年何月ヨリ何地官公私立何學校ニ入り學科ヲ修業シ何年何月卒業ス其證書ノ寫別紙ノ如シ修業何年何月間ニシテ其科目ハ何々

一 何年何月何地何學校若クハ其他ニ於テ何々ノ試験ヲ受

ケ及第ス其證書若クハ免許狀ノ寫別紙ノ如シ受験ノ科目ハ何々

職業

一 何年何月何地何々神職トナリ何々神社ニ奉仕シ何年何月辭職其間何々ノ職ヲ兼勤シ何々ノ事務ニ従事ス以上ノ辭令左ノ如シ

(此所ニ辭令ノ全文ヲ各通トモ掲クヘシ又)辭令ナキモノハ其事由ヲ本文ニ記スヘシ)

一 何年何月何官廳ニ於テ何々拜命何年何月マテ何々ノ事務ニ従事シ何年何月辭職以上ノ辭令左ノ如シ

(辭令ノ全文ヲ掲クヘシ)

一 何年何月ヨリ何地何會社ニ雇ハレ(給料何圓)何々ノ業務ニ従事シ何年何月ニ至テ解雇其間俸給ノ増減

一 何年何月ヨリ何年何月マテ何業ニ従事ス

一 何年何月ヨリ何々ノ著譯ニ従事シ何年何月ニ至ル其著譯スル所ノ書名左ノ如シ

(著譯書名ヲ掲クヘシ)

賞罰

一 何年何月何地ニ於テ何々事由ノ爲メ賞ヲ受ク其辭令左ノ如シ

(辭令全文ヲ掲ケ辭令ナキモノハ本文中ニ受賞ノ事由ヲ記スヘシ)

一 何年何月何地ニ於テ何々事由ノ爲メ罰ヲ受ク

(辭令又ハ宣告書等アルモノハ各其全文ヲ掲ケ之レナキモノハ本文中ニ其事由ヲ記スヘシ)

一 重罪輕罪ヲ犯シタルコトナシ

一 破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ又ハ身代限ノ處分ヲ受ケタルコトナシ若シ之ヲ受ケタルモ既ニ復權シ又ハ既ニ債務ノ辨償ヲ了ヘタルモノハ其宣告書又ハ申渡書ノ寫ヲ添付シ併テ復權又ハ債務ノ辨償ヲ了ヘタル年月事由ヲ記スヘシ

年 月 日

右

姓

名印

(履歴書ハ楷書又ハ行書ニテ明瞭ニ記スヘシ)

社司社掌試験規則施行細則

第一條 社司社掌試験規則ニ依リ本縣ニ於テ行フ社司社掌ノ試験ハ必要アル時ニ際シ之ヲ執行シ其ノ期日及場所等ハ三十日以前ニ本縣公報ヲ以テ公告ス

第二條 社司社掌試験委員長ノ許可ヲ受ケタル者ニアラサレハ試験場ニ入ルヲ許サス

第三條 社司社掌試験委員長ハ受験人名簿ヲ調製シ各受験人ノ番號ヲ定メテ之ヲ記入シ其番號ヲ受験人ニ通知スルモノトス

第四條 社司社掌ノ試験ハ社司社掌試験委員二名以上立會其面前ニ於テ之ヲ行フ

第五條 受験人多クシテ同日ニ試験ヲ行フ能ハサルトキハ別ニ問題ヲ撰ミ試験期日ヲ異ニスルモノトス

第六條 試験室ハ午前八時五十分ニ開キ受験人ヲ入ラシメ同九時ニ至リ之ヲ閉鎖シ試験中切ニ出入ヲ許サス

第七條 社司社掌ノ試験問題ハ社司社掌試験委員ニ於テ之ヲ定メ試験執行五日前社司社掌試験委員長ニ提出シ社司社掌試験委員長ハ知事ノ認可ヲ經テ試験當日之ヲ社司社掌試験

第九編 社寺 第一章 神職及僧侶

委員ニ交付スルモノトス

第八條 社司社掌毎科ノ試験時間ハ左ノ如シ

口述 三十分間ツツ

筆答 作文ハ四時間其他ハ二時間ツツ

第九條 社司社掌ノ試験ハ兼テ受験人ノ言語動作社司社掌ニ適任ナリヤ且ツ其問題ニ答フルハ確實敏捷ナリヤ否ヲモ考察スヘシ

第十條 社司社掌試験委員ハ試験ヲ終リタル日ヨリ七日以内

ニ試験ノ成績並ニ第九條ノ考察書ヲ社司社掌試験委員長ニ提供シ社司社掌試験委員長ハ之ヲ知事ニ報告スルモノトス

第十一條 試験ノ效果合格ノモノハ三日以内ニ別紙一號様式

ニ依リ合格證書ヲ交付シ其旨公報ヲ以テ公告スルモノトス

第十二條 社司社掌ノ試験ハ各科目ノ點數一百ヲ以テ滿點トシ各科目ノ點數ヲ通計シ得ル所ノ和ヲ科目ノ數ヲ以テ除シ其得タルモノヲ平均點數トシ其平均點數五十點以上ヲ合格トス但各科目ノ一科五十點ニ達セサルモノアルトキハ尙落第トス

ヲ得ス

第二十條 受験人ハ試験定刻三十分前マテニ試験場ニ參集シ

其旨試験委員ニ届出ヘシ

第二十一條 受験者ノ答辯書ハ其主意ヲ明瞭ニ記載シ文字ハ

楷書若クハ行書ニテ記スヘシ

第二十二條 受験人ハ答辯書ニ豫定ノ番號ヲ記シ其姓名ヲ掲

クルコトヲ得ス

第二十三條 受験人ハ書類携帯シテ室内ニ入ルコトヲ得ス

第十三條 社司社掌試験願書ハ別紙二號様式ニ依リ試験期日

十日前マテニ知事ヘ差出スヘシ

第十四條 社司社掌試験願書ニハ別紙三號様式ニ依リ履歴書ヲ添付スルモノトス

第十五條 受験人試験執行ノ日時ニ出席セサルトキハ自ラ當期ノ試験ヲ受クル權利ヲ放棄シタルモノトシ其願書ハ無効トス

第十六條 受験人試験手續ニ關スル規則及社司社掌試験委員

ノ命令ヲ守ラサルトキハ當該委員ニ於テ試験場ヲ退出セシメ直ニ其旨ヲ社司社掌試験委員長ニ報告シ其試験ヲ拒絕スルコトヲ得

第十七條 受験人ハ試験時間中漫リニ試験室ヲ退場シタルトキハ當期ノ試験ヲ受クル權利ヲ放棄シタルモノトシ其願書ハ無効トス

第十八條 受験人ハ試験場ニアリテハ靜肅ヲ旨トシ舉措進退

一ニ社司社掌試験委員ノ指揮ニ遵フヘシ

第十九條 受験人ハ試験問題ニ就キ試験委員ニ質問スルコト

一號様式

第何號

氏名

社司(社掌)試験ニ合格セシコトヲ證ス

年號月日

三重縣印

第九編 社寺 第一章 神職及僧侶

二號様式

試験願書

族籍住所身分職業

(戸主ニ非ラサル者ハ)

戸主氏名 幾男又ハ兄弟等

姓 名

年月日生

私儀社々司(社掌)志願ニ付試験相受度別紙履歷書御點檢ノ上社司(社掌)ノ科目ヲ以テ御試験被成下度此段奉願候也

年月日

氏

名印

知事宛

三號様式

履歷書式 (用紙美濃紙)

何府縣華士族平民

姓

名

年月日生

本籍

一 何府縣何國何郡區何町村何番地戸主又ハ何某男弟伯叔父等

(現ニ本籍地ニ居住スルトキハ(現今本地ニ居住)ノ數字ヲ本項ニ加記シ次項ノ現今寄留地ヲ省クヘシ)

現今寄留地

一 何府縣何國何郡區何町村何番地(何某方)寄留住所ノ移動

住所ノ移動

一 何年何月何地ニ生レ何年何月マテ居住

一 何年何月何地ニ移轉シ何年何月マテ同所ニ居住

(右ノ一々ノ居住ヲ移轉スル毎ニ之ヲ記載スヘシ)

學事

一 何年何月ヨリ何地何某ニ就キ又ハ官公私立何學校ニ於テ何學ヲ修メ何年何月ニ至ル所修ノ書籍大略何々

一 何年何月ヨリ何地官公私立何學校ニ入り何學科ヲ修業シ何年何月卒業ス其證書ノ寫別紙ノ如シ修業何年何月間ニシテ其科目ハ何々

一 何年何月何地何學校若クハ其他ニ於テ何々ノ試験ヲ受

ク及第ス其證書若クハ免許狀ノ寫別紙ノ如シ受験ノ科目ハ何々

職業

一 何年何月何地何々神職トナリ何々神社ニ奉仕シ何年何

月辭職其間何々ノ職ヲ兼勤シ何々ノ事務ニ從事ス以上

ノ辭令左ノ如シ

(此所ニ辭令ノ全文ヲ各通トモ掲クヘシ又)

(辭令ナキモノハ其事由ヲ本文ニ記スヘシ)

一 何年何月何官廳ニ於テ何々拜命何年何月マテ何々ノ事

務ニ從事シ何年何月辭職以上ノ辭令左ノ如シ

(辭令ノ全文ヲ掲クヘシ)

一 何年何月ヨリ何地何會社ニ雇ハレ(給料何圓)何々ノ業

務ニ從事シ何年何月ニ至テ解雇其間俸給ノ増減

一 何年何月ヨリ何年何月マテ何業ニ從事ス

一 何年何月ヨリ何々ノ著譯ニ從事シ何年何月ニ至ル其著譯スル所ノ書名左ノ如シ

第九編 社寺 第一章 神職及僧侶

(著譯書名ヲ掲クヘシ)

賞罰

一 何年何月何地ニ於テ何々事由ノ爲メ賞ヲ受ク其辭令左ノ如シ

(辭令全文ヲ掲ク辭令ナキモノハ)

(本文中ニ受賞ノ事由ヲ記スヘシ)

一 何年何月何地ニ於テ何々事由ノ爲メ罰ヲ受ク

(辭令又ハ宣告書等アルモノハ各其全文ヲ掲ク)

(之レナキモノハ本文中ニ其事由ヲ記スヘシ)

一 重罪輕罪ヲ犯シタルコトナシ

一 破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ又ハ身

代限ノ處分ヲ受ケタルコトナシ(若シ之ヲ受ケタルモ

既ニ復權シ又ハ既ニ債務ノ辨償ヲ了ヘタルモノハ其宣

告書又ハ申渡書ノ寫ヲ添付シ併テ復權又ハ債務ノ辨償

ヲ了ヘタル年月事由ヲ記スヘシ)

年月日

右

姓

名印

(履歷書ハ楷書又ハ行書ニテ明瞭ニ記スヘシ)

●縣社以下神社神職俸給ニ關スル規程

(大正七年一月十八日)
(縣令第二號)

附則 大正一一年三月縣令第二三號改正

縣社以下神社神職俸給ニ關スル規程左ノ通改正ス

縣社以下神社神職俸給ニ關スル規程

第一條 社司、社掌ノ年俸ハ別表ニ依ル

第二條 神職ニシテ一級俸ヲ受ケタル後滿五年ヲ踰ヘ職務ニ

勵精シ其ノ成績佳良ナル者ハ特ニ貳百圓以內ノ加俸ヲ給スルコトヲ得

(別表)

縣社以下神社神職年俸等級表

一級	千八百圓
二級	千五百圓
三級	千貳百圓
四級	千圓
五級	八百圓
六級	七百圓
七級	六百圓
八級	五百圓
九級	四百圓
十級	參百圓
十一級	貳百圓

第三條 社司ノ俸給ハ八級俸ヲ下スコトヲ得ス

第四條 特別ノ事情アル場合ニ於テハ神社ハ知事ノ認可ヲ受ケ俸給ノ外ニ手當ヲ支給スルコトヲ得

第五條 俸給支給ノ期日及方法ハ其ノ神社ニ於テ之ヲ定ムヘシ

附則

本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受ケタル者ハ現ニ受ケタル本俸年額及特別手當(臨時手當ヲ含ム)ノ合算額ニ相當スル級俸ヲ受ケ相當給級ナキトキハ其ノ金額ノ俸給ヲ受ケルモノトス

●僧業ヲ廢シタル者届出方

(明治八年十二月二十七日)
(地第百三號)

區 戶 長

僧業相廢シ候者心得方別紙之通教部會ヨリ被相達候條此旨各寺院へ無漏布達可致候事

(別紙)

教達書第五十三號

府 縣

僧尼ト相成度者出願免許方等ノ儀本年第四百四十六號公布之趣有之ニ付爾後僧業相廢シ候者モ不及出願其ノ都度管轄廳へ可届出答ニ候條此ノ旨相心得寺院へ布達スヘキ事

但シ教導職試補以上之者僧業相廢シ候節ハ前以テ辭職申立黜免之上本文之通可届出儀ト可相心得事

明治八年十二月十七日

教部大輔 央 戶 邊

●僧尼住職中寺院へ居住方ノ件

(明治九年六月十六日)
(地甲第九號)

區 戶 長

僧尼之輩各自本籍相定メ候上ハ住職中其ノ寺院へ居住ノ儀認テ從前ノ通可相心得答今般教部會ヨリ被相達候條此旨各寺院へ無漏可相達事

●寺院副住職設置方

(明治九年五月十九日)
(地甲第三號)

區 戶 長 用 掛

各宗寺院ノ内寺務多端ノ故ヲ以テ(教導職試補以上之者ヲ撰ミ)副住職差置度向ハ退任職願書式ニ照準可顯出此旨各寺住職へ可相達事

第二章 氏子及檀信徒

●社寺總代人選定届出方

(明治二十四年六月十六日)
縣令第二十七號

附註 明治二十四年二月縣令第四四號改正

- 一 社寺ノ總代人ハ氏子檀家(氏子檀家ナキ)相應ノ財産ヲ有シ衆望ノ歸スルモノ三名以上五名以下本年七月十五日限り更ニ改選シ其人名等市町村役場へ届出ツヘシ尤狀況ニ依リ六名以上ノ總代人ヲ必要トスル社寺ハ事情ヲ詳具シ當廳ノ認可ヲ得テ其數ヲ定ムヘシ

但神宮並官國幣社ハ此限ニアラス

- 一 社寺ノ總代人ハ滿三年毎ニ改選シ其都度市町村役場へ届出ヘシ尤期限中ト雖モ犯罪其他不良ノ所爲アルトキハ臨時改選スヘシ

但臨時改選ノ外ハ前總代人再三當選スルモ妨ナシ

- 一 社寺ノ總代人ハ該社寺ノ財産ハ勿論其他一切ノ事ニ關係ス

第九編 社寺 第二章 氏子及檀信徒

ルモノトス

- 一 社寺ノ收入ハ田畑山林ノ所得ハ勿論賽物祈禱葬儀同向料等一切ノ受納物ヲ云フ其社寺有ニ屬スヘキモノト其神官住職ニ付スルモノト適宜豫約シ平素混亂セサル様定メ置クヘシ

一 社寺ノ諸願届ハ渾テ該社寺總代人之ニ連署スヘシ

- 一 社寺總代人ハ神官住職ト常ニ心ヲ協セ該社寺ノ永續保護ニ盡力スヘキハ勿論ナリト雖モ元來社寺ノ實務ハ神官住職ノ職任ニ付總代人ハ神官住職ニ干渉シ社寺ノ實務ヲ妨ケ社寺收入財産ヲ妄リニ他ニ使用スル等ノ行爲アルヘカラス

●社寺總代人選舉届ハ神官住職ノ

連署ヲ要スヘキ件

(明治二十四年十二月二十一日)
訓令甲第九十八號

市 役 所
町 村 役 場

本年(六月)本縣令第二十七號中社寺總代人選舉ノ届ニハ別段

届出ノ式ヲ定メサルカ如クナレトモ該選舉届モ社寺ノ届ニ屬スルヲ以テ無論神官若ハ住職ト現任ノ總代人連署届出サシムヘキ筋ト心得ヘシ

第三章 祭祀、禮拜

●諸神社神輿渡御ノ節供奉者帶刀

届出方

(明治十一年三月十九日)
地甲第三十九號

區 戸 長

諸神社神輿渡御ノ節供奉ノ者帶刀ノ義ニ付内務省ヨリ左ノ通被相達候條諸神社祠官掌工可及告示此旨相達候事

乙第二十一號

府 縣

諸神社神輿渡御ノ節供奉ノ者帶刀ノ義ニ付明治九年(七月)舊教部省甲第五號ヲ以テ神宮竝官國幣社工相達置候趣候處右ハ府縣社以下モ同様專ラ古代ノ裝飾ニ模倣シ神輿ニ供奉致來候舊例有之向ハ其人員ノミ供奉中ニ限リ帶刀不苦尤其都度其筋工可爲届出義ト可心得此旨相達候事

但普通祭服着用ノ者帶刀不相成義ハ勿論タルヘシ

明治十一年三月四日

内務卿 大久保利通

●鄉村社神祭等群集雜沓ノ節届出

方 (明治十年九月一日)
天甲第百二十六號

鄉村社神祭竝寺院供養會及燈送花火牛馬市諸興行等總テ羣參雜沓ヲナスヘキ時ハ前以所屬警察分署工届出候様可致此旨布達候事

第四章 財産、會計

●會計ニ關スル規定ヲ各神社ニ適用ノ件

(明治四十一年十二月二十二日)
縣令第九號

明治四十一年內務省令第十二號第三章會計ニ關スル規定ハ縣社以下各神社ニ總テ之ヲ適用ス

●縣社以下神社財産登録及管理並會計ニ關スル細則

(明治四十一年十二月二十二日)
縣令第九號

附則 大正元年一月七日縣令第一七號改正

縣社以下神社財産登録及管理並會計ニ關スル細則左ノ通定ム

縣社以下神社財産登録及管理並會計ニ關スル細則

第一條 神社ノ不動産及寶物ノ登録申請ハ別記第一號様式ニ

第九編 社寺 第四章 財産、會計

依リ正副二通ヲ知事ニ差出スヘシ

前項申請ノ登録ヲ了リタルトキハ副本ニ其ノ旨ヲ記入シテ神社ニ下付スヘシ

第二條 登録ノ抹消ヲ申請セントスルトキハ其ノ抹消スヘキ事項並事由ヲ詳具スヘシ

第三條 神社財産ヲ擔保ニ供シ又ハ處分セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ登録ヲ受ケサル貴重品ニ付テモ亦同シ

第四條 毎年度收支決算剩餘金ハ之ヲ基本財産ニ編入スヘシ但シ基本財産ヨリ生スル收入年額百五十拾圓以上有ル縣社百貳拾圓以上有ル郷社百圓以上有ル村社五十拾圓以上有ル無格社ニ在リテハ之ヲ次年度ノ經費ニ使用スルコトヲ得

第五條 毎年度收入支出ノ豫算書及決算書ハ別記第二號様式ニ資金明細書ハ同第三號様式ニ依リ差出スヘシ

收支證據書類ハ各目毎ニ區分整理スヘシ

第六條 神社ニハ左ノ帳簿ヲ備ヘ神職之レカ整理ヲ掌ルヘシ
一 基本財産彙帳 (第四號様式)

經常部支出

科	目	本年	前年	備考
		算高度	算高度	
第一款 社	第一項 祭典費			例祭何程公式祭一回何程此何回分補助神職何人及樂人何人此謝儀何程人夫延何人此賃金何程直會費何程餘與費何程
第二項 諸給	第一目 神職俸給			社掌何級俸一人 小使年手當何程一人氏子總代賃費辨償額何人分何程 陸路何里分何程汽車何哩分何程日當何日分何程宿泊料何夜分何程 社入金何分ノ一又ハ何割
	第二目 雜給			
第三項 廳費	第一目 日供料			一日何程此何日分 八足案何脚新調代何程其他新調修繕費何程 筆紙墨等及雜品代何程茶薪炭代何程燈油代何程
	第二目 備品費			
	第三目 消耗品費			

科	目	本年	前年	備考
		算高度	算高度	
第四款 豫	第一項 豫備費			社入金ニ對スル百分ノ五前年度繰越金何程基本財産收入ニ對スル何程
第三款 基本財産	第一目 基本財産積立費			社入金ニ對スル百分ノ五前年度繰越金何程基本財産收入ニ對スル何程
第二款 營繕費	第一項 營繕費			拜殿小破修繕費
第四項 財產費	第一目 諸稅			地租、地價割 松杉苗代何程植込人夫賃何程山林手入人夫賃何程
第四目 圖書及印刷費	第五目 通信運搬費			神社法規代何程何々印刷代何程新聞代何程 郵便電信料何程懸夫賃何程 神職管理支所買擔何程何々代何程
第六目 雜費	第一目 雜費			神職管理支所買擔何程何々代何程

計

備考

- 一 本表ノ外必要ニ依リ科目ヲ増置スルコトヲ得但シ當該年度限りノ收支即チ土地賣却等ノ爲受クル收入又ハ建物、工作物新築、改築費並遷宮費、土地購入費等ハ臨時部トシ適當ノ科目ヲ撰キ之ニ掲上整理スヘシ
- 一 科目ニ該當ノ事實ナキトキハ其ノ科目ヲ省キ漸次繰上クヘシ
- 一 備考ニハ算出ノ基礎ヲ掲記スヘシ
- 一 決算ハ本様式ニ準シ前年度豫算高欄ヲ本年度決算高欄ト改メ備考ニハ増減ノ事由ヲ掲記スヘシ
- 一 神饌幣帛料ハ縣郡市町村ノ供進ニ係ル金額ニ限り掲記スヘシ

〔第三號〕

資金明細書

一金何圓	明治 年三月三十一日現在 (郵便貯金通帳何號又ハ某銀行預金通帳何號)	社格 某 神 社
金何圓	前年四月一日現在高	
金何圓	本年度收入	

外

金何圓	何公債證書購入ノ爲支出	
金何圓	山林購入ノ爲支出	
一何公債證書額面何圓	明治 年三月三十一日現在 (某銀行又ハ郵便官署保管預ケ)	
此譯 何圓券 何枚	何圓券 何枚	
額面何圓	前年四月一日現在高	
額面何圓(何圓券何枚)	本年度購入	
一田何反歩	明治 年三月三十一日現在	
一山林何町歩	同上	
内		
田何畝歩	本年度氏子某寄附	
山林何反歩	本年度購入	

右報告候也

何郡(市)町(村)大字何

社格某神社

社司(社掌)

氏

名

第九編 社寺 第四章 財産、會計

年 月 日

備考

- 一 本簿ハ各目毎ニ口座ヲ設ケ尙冒頭ニ總括ノ口座ヲ置キ整理スヘシ
- 一 日々多少ノ收入アルヘキ賽銭等ハ五日乃至十日毎ニ取纏メ記帳スルモ妨ケナシ
- 一 收入豫算額ニ超過シタルトキハ残高ノ欄ニ其額ヲ累加失書スヘシ

(第六號)

支出計算簿

某神社

年月日	祭典費	雜費	摘要	豫算高	支出高	残高
〳〳〳	〳〳〳	〳〳〳	本年度豫算高	50,000		
〳〳〳	〳〳〳	〳〳〳	補助神職謝儀某外何人渡		5,000	45,000
〳〳〳	〳〳〳	〳〳〳	折詰代某渡		10,000	35,000
〳〳〳	〳〳〳	〳〳〳	人夫賃某外何人渡		8,000	27,000
〳〳〳	〳〳〳	〳〳〳	何々々		5,000	22,000
〳〳〳	〳〳〳	〳〳〳	何々費へ流用	△10,000		12,000

備考

- 一 本簿ハ各目毎ニ口座ヲ設ケ尙冒頭ニ總括ノ口座ヲ置キ整理スヘシ
- 一 本簿ハ收入計算簿ト合冊シ見出シテ附シ區分スルコトヲ得此ノ場合ハ其ノ名稱ヲ「收支計算簿」トス

用途指定寄附金計算簿

年月日	摘要	受		拂		残	
		高	高	高	高		
	(何々々)						
	何某ヨリ寄附		100,000				
	何々(指定事項)ニ支出			50,000			
						50,000	

某
神
社

備考

一 本簿ハ指定事項ノ異ナル毎ニ口座ヲ設ケ整理スヘシ

(第八號)

現金出納簿

某 神 社	
-------------	--

年月日	摘要	受	拂	残
	養錢	100,000		
	初穂料		50,000	
				50,000

氏子離出金	50,000		
郵便貯金トシテ拂出		52,500	
			52,500

四十

●寺院財産ニ關スル出願方ノ件

(明治二十四年二月二十日)
(告示第十六號)

寺院財産ニ關スル諸願中地租條例ノ規定ニヨリ出願ノモノニ
限リ本寺法類連署並管長ノ添書ヲ要セス

●寺院修繕其ノ他寺用ノ爲借財抵

當書入ノ節取扱方

(明治十年一月十日)
(地甲第五號)

區 戸 長

寺院修繕其ノ他寺用ノ爲一時不得已借財候者有之節地所
(除地ヲ外)建物及寄附物寺附什器等抵當ニ書入候向ハ法類檀家
協議ノ上檀家二名以上連署各本寺法類等ノ承認ヲ受ケ本寺ニ

於テ右様ノ儀有之節ハ渾テ此ノ手續ニ隨ヒ同宗内ニテ重立チ
候モノ二名以上ノ承認ヲ受ケヘシ決シテ僧徒一己ノ私借ト混
淆無之様可致旨教部省ヨリ被達候條此旨寺院へ可布達事

●社寺持添ノモノヲ抵當ト爲ス場

合ニハ縣廳ノ認可ヲ得ヘキ件

(明治十二年八月二十六日)
(甲第百二號)

社寺寶物古文書保護之儀内務省ヨリ被相達候ニ付今般調製ス
ヘキ目録帳中へ記載ノ物品ハ明治十年第四十三號公布ノ通抵
當ト爲スヘカラサル筋ニ有之尙ホ右目録帳へ記載セスト雖該
社寺ニ別段ノ由緒アル地所建物等ハ寶物古文書ニ準スヘク旨
同省ヨリ被達候條自今社寺ニ於テスル抵當ハ氏子檀家協議ノ
書面ニ其ノ物件ヲ詳記シ不得已事情ヲ具シ一應當廳へ申出認

●社寺持添ノ地所建物等賣買讓與

又ハ抵當ト爲ス場合ニ關スル件

(明治二十年四月十五日)
(縣令第四十一號)

社寺寶物古文書等明治十二年(三月)乙第百號達ニ據リ調製目
録帳記載ノ物件並該社寺ニ別段ノ由緒アル地所建物ハ賣却讓
渡又ハ金穀貸借ノ抵當トナスヘカラサル筋ニ候得共其ノ他ノ
地所建物及什物帳記載物品ニシテ不得已事情有之他へ賣却讓
渡若ハ貸借ノ爲抵當トナストキハ必ス氏子檀家氏子信徒ノ神
官任職本寺法類連署管長添書ヲ以テ地所建物ハ縣廳其ノ他ハ
郡役所へ願出認可ヲ受ケヘシ

但シ本令以前既ニ抵當トナシ本文ノ手續ヲ經サルモノハ來
ル六月三十日限り關係ノモノ連署管長承認書相添ヘ其ノ旨
届出ツヘシ

可テ得候義ト可心得此旨布達候事但シ社寺ノ物件不得已義有
之處分致度節ハ明治六年第二百四十九號公布且ツ其ノ筋ヨリ
達ノ次第モ有之候條持添ノ田畑山林並寄附金又ハ古文書類共
本文ノ手續ヲ以テ當廳へ申出候義ト心得ヘシ

●社寺ノ財産ヲ賣買又ハ抵當トナ

サントスル場合管長ノ添書ヲ要

スヘキ件

(明治十七年十一月十七日)
(甲第九十九號)

社寺附屬ノ地所建物什物抵當賣買等ヲナストキハ願出ツヘキ
旨豫テ相達置候處今般内務省ヨリ達ノ次第有之候ニ付自今同
字社寺院附屬ノ地所建物什物抵當賣買其ノ他寶物古文書等財
産ニ關スル諸願ハ寺院ハ本寺 都テ管長ノ添書ヲ要シ候條此旨
布達候事

●縣社以下ノ神社ニシテ金穀ノ借入ヲ要スル場合認可ヲ受クヘキ件

(明治三十七年二月十六日) (訓令甲第十四號)

郡市役所

縣社以下ノ神社ニシテ不得止場合ニ於テ他ヨリ金穀ノ借入ヲ要スルトキハ神職ヨリ氏子總代若ハ信徒總代ノ連署ヲ以テ其ノ事由、借入額、借入先、利率、償還ノ方法並擔保アルモノニアリテハ其ノ擔保ノ種類數量ヲ詳具シ當廳ノ認可ヲ受ケシムヘシ

●社寺持添ノ地所建物及什器類公賣處分ニ付セラレタルトキ届出方

(明治二十三年六月二十日) (縣令第三十五號)

社寺所有地ニ屬スル國稅地方稅若クハ持添ノ地所建物ニ屬スル市町村稅ヲ不納シ滯納處分法ニ依リ處分ヲ受ケ又ハ負債ノ爲メ其社寺持添ノ地所並附屬建物及ヒ什物等ヲ公賣處分ニ付

セラレタルトキハ其物件目錄ヲ付シ地所建物ハ縣廳什物ハ郡市役所へ其社寺關係者ヨリ速ニ届出ヘシ

●社寺持添ノ地所建物等競賣處分ニ付シタルトキ縣廳へ報告方

(明治二十三年六月二十日) (訓令甲第五十四號)

郡市役所 町村役場

社寺所有ノ地所ニ屬スル地方稅及市町村稅ヲ不納シ滯納處分法ニ依リ其ノ社寺持添ノ地所並附屬建物及什物等ヲ競賣處分ニ付シタルトキハ其ノ旨直ニ縣廳ニ報告スヘシ

●社寺ノ什物寄附物品ヲ賣却又ハ抵當等ノ處分ヲ認可シタルトキ報告方

(明治三十年十月十二日) (訓令甲第八十六號)

縣社以下神社並ニ寺院ニ於テ不得已事情有之古來所傳ノ什物

樣式 (用紙美濃紙)

社寺什物處分報告

明治何年分

衆庶寄附ノ物品ヲ他へ賣却若クハ抵當等之レカ處分ヲ認可シタルモノハ翌年二月末日限り左ノ樣式ニ準シ報告スヘシ

何郡市役所

報 年		品 目	金 額	事 由	社 派 名 稱	所 在 地 名	社 寺 名

右及報告候也

年 月 日

宛

何郡市長 氏

名 印

●社寺什物取調届出方

(明治二十年四月十五日)
(訓令第四百二十四號)

社神宮或官國寺古來所傳ノ什物家庶寄附ノ物品等都テ氏子檀家氏子檀家ナキ祠官祠掌住職法類立會ノ上取調別紙書式ニ倣ヒ調製ノ長ニ於テ精査ノ末差出サセ郡役所ニ備ヘ置キ爾後異動ヲ生スル毎ニ届出ノ手續ヲ定メ其ノ都度更正加除スヘシ但シ明治十二年(三月)乙第百號達ニ係ル寶物古器物古文書目錄帳書載ノ物品ハ本帳ヘ記載スルニ及ハス

(別紙) 用紙美)

某神社什物目錄

祭器之部

- 一鏡 鏡面
- 一鏡 徑何寸
- 一鏡 長幾尺 銘 金銀造或ハ白箱入錦袋共

一曲玉

何顆

一神籬立臺

何顆

高何尺 巾何尺 長何尺

一八足高案

何脚

高何尺 巾何尺 長何尺

(雲脚臺 三方 卓 瓶子 高杯 辛櫃 辛櫃覆 太鼓 篳篥 笛 羯鼓等ノ類ハ悉皆一品毎ニ列記ス)

某寺院什物目錄

佛像之部

- 一何々佛像 一軀
- 金(銀)(銅)(鐵)(玉)(石)(木)像 作者誰或ハ不詳年月ノ誰寄附等傳來ノ所由ヲ記スヘシ(以下記載方之ニ準ス)
- 一何々繪像 一幅
- 絹地(紙地)彩色(墨畫)筆者誰或ハ不詳年月ノ誰寄附等傳來ノ所由ヲ記スヘシ(以下記載方之ニ準ス)
- 經典之部

一何々經

幾部 此册數

年月何ノ誰寄附等傳來ノ所由ヲ記スヘシ(以下記載方之ニ準ス)

一何々

幾部 此册數

年月ノ誰寄附等傳來ノ所由ヲ記スヘシ(以下記載方之ニ準ス)

雜具之部

一幟 竿粹綱共

幾張

長何尺 巾何尺 地質

一幕 地質

幾張

長何尺 巾何尺

(幌簾幔幕 壁代等倣之)

一提灯

幾張

一提灯臺

幾個

一扁額

幾面

何製 誰筆

一屏風 二枚折或ハ六枚折

幾双

書畫 地質 筆者

一印

幾個

(硯椅子版木等ノ類ハ悉皆一品毎ニ列記スヘシ) 右之通相違無之候也

何國何郡何町(村)

縣郡村社又ハ無格社何々神社

年號月日

何ノ誰印

右氏子又ハ信徒總代

何郡何町(村)

何ノ誰印

何ノ誰印

何ノ誰印

佛具之部

一厨子

幾基

(磬 花瓶 香爐 三具足 輪燈 燈籠 香合 打敷 木魚 禮盤 梵鐘 晚鐘 太鼓 其他佛具ノ類ハ悉皆一品毎ニ列記スヘシ)

雜具之部

第九編 社寺 第四章 財産、會計

- 一 屏風書畫地質 二枚折又ハ六枚折
- 一 筆者名ヲ記ス 幾 双
- 一 幕 地合木綿(麻)(絹) 幾 張

(掛物扁額火鉢燭臺膳枕等其他悉皆一品毎ニ列記スヘシ)
右之通相違無之候也

何國何郡何町(村)

何宗派何々寺住職

年號月日

何	何	何	何
ノ	ノ	ノ	ノ
誰印	誰印	誰印	誰印

市町村費ヲ以テ縣社以下ノ神社ニ對シ經費ヲ補助セントスル場
合認可ヲ受クヘキ件

(明治四十三年十二月二十七日)
訓令甲第四十三號

- 一 補助額並ニ補助ヲ要スル理由併シ事業ノ爲メニスル場合ハ該事業ノ設計書圖面
- 二 町村當該年度歳入歳出豫算
- 三 補助ヲ與フヘキ神社ノ當該年度歳入歳出豫算
- 四 神社基本財産調

郡 役 所
市 役 所
町 村 役 場

● 神饌幣帛料供進神社指定

(明治三十九年十二月二十五日)
告示第三百八十號

- 明治四〇年八月告示第二一九號、四一年六月同第二四二號、同年一二月同第五四九號、同第五五〇號、四二年五月同第二一五號、同年九月同第三七九號、同第三八〇號、四三年九月同第四三一號、四四年九月同第三八八號、同年一二月同第四九二號、同第四九三號、大正元年九月同第五九號、同第六〇號、同三年二月同第六八號、同第六九號、四年一月同第二一號、六年一月同第四三四號、七年一〇月同第三八〇號、八年八月同第二一七號、九年三月同第八九號、一二年五月同第二一二號、一三年一二月同第五七九號改正

明治三十九年勅令第九十六號第一條第二項ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

縣 社
第九編 社寺 第四章 財産、會計

所在地名

- 桑名郡桑名町大字三崎町
- 同郡同町大字
- 同郡同町大字吉之丸
- 同郡桑生村大字失田
- 桑名郡大山田村大字東方
- 同縣多度村大字多度
- 四日市市大字濱田
- 河藝郡稻生村大字稻生
- 同郡一ノ宮村大字中戸
- 津市大字八幡町
- 同市大字丸之内
- 一志郡矢野村
- 飯南郡松坂町大字日野町
- 同郡同町大字殿町
- 宇治山田市宇岩淵町
- 阿山郡上野町大字東町

桑名郡	桑名	神	社
中	臣	神	社
守	國	神	社
立	坂	神	社
尾	野	神	社
多	度	神	社
諏	訪	神	社
伊	奈	富	神
都	波	神	社
奈	加	等	神
八	幡	神	社
高	山	神	社
香	長	洲	神
八	雲	神	社
山	室	山	神
箕	曲	中	松
菅	原	神	社

第九編 社寺 第四章 財産、會計

名賀郡名張町大字藤ノ木
同郡箕曲村大字夏見

宇流富志彌神社
積田神社

郷社

所在地名

神名

桑名郡益生村大字江場
同郡同村大字本願寺
同郡在良村大字額田
同郡多度村大字柚井
同郡桑名町
員辨郡稻部村大字北大社
同郡久米村大字志知
同郡丹生川村大字丹生川
三重郡菰野村大字菰野
同郡羽津村
同郡同村
同郡八郷村大字廣永
同郡富田町大字茂福

神館神社
天武天皇社
額田神社
宇賀神社
赤須賀神社
猪名部神社
平群神社
鴨神
廣幡神社
志氏神社
伊賀留我神社
穗積神社
伊賀留我神社

河藝郡榮村大字郡山
同郡神戶町大字石橋町
鈴鹿郡椿村大字山本
同郡龜山町大字西毛
津市岩田宮ノ前
一志郡川合村大字八太
同郡阿阪村大字美濃田
同郡倭村大字南出
飯南郡櫛田村大字山添
同郡松坂町大字殿町
同郡松尾村大字立野
同郡宮前村大字宮前
度會郡豐濱村大字磯村
同郡吉津村大字河内
同郡瀧原村大字野後
多氣郡齋宮村大字齋宮
同郡相可町

酒井神社
神館飯野高市神社
椿大神社
龜山神社
大市神社
波多神社
敏太神社
白山比咩神社
神山神社
松阪神社
松尾神社
花岡神社
磯宮神社
仙宮神社
大瀧神社
竹鹿上神社
相鹿上神社

同郡川添村大字板原
阿山郡府中村大字土橋
同郡河合村大字馬場
同郡壬生野村大字川東
同郡山田村大字平田
同郡阿波村大字下河波
名賀郡阿保町
同郡藏持村大字大屋戸
志摩郡波切村
同郡鳥羽町大字鳥羽町
北牟婁郡尾鷲町大字尾鷲中井浦
南牟婁郡有井村大字有馬
同郡御船村大字船田

川添神社
波多岐神社
陽夫多神社
春日神社
楠木神社
阿波神社
大村神社
杉谷神社
波切神社
賀多神社
尾鷲神社
産田神社
牛鼻神社

同郡桑部村大字桑部
同郡益生村大字大福
同郡大山田村大字西方
同郡深谷村大字下深谷部
同郡野代村大字下野代
同郡古濱村大字力尾
同郡古美村大字古野
同郡多度村大字小山
同郡楠村大字西川
同郡長島村大字西外面
同郡木曾岬村大字近江島新田
同郡伊曾島村大字福吉新田
員辨郡久米村大字中上
同郡大長村大字長深
同郡梅戸井村大字門前
同郡三里村大字高柳
同郡石樽村大字石樽東

長谷神社
八重垣神社
南大山田神社
深江神社
野志里神社
春日神社
古野八幡社
小山神社
楠神
八幡
木曾岬神社
伊曾島神社
久米神社
長深御厨神明社
鳥取神社
猪名部神社
石部神社

第九編 社寺 第四章 財産、會計

所在地名
桑名郡桑名町大字堤原
同郡城南村大字安永

神名
北桑名總社北桑名神社
城南神社

第九編 社寺 第四章 財産、會計

同郡石樽村大字石樽東
同郡丹生川村大字片楯
同郡治田村大字垣内
同郡東藤原村大字石川
同郡西藤原村大字坂本
同郡白瀬村大字本郷
同郡立田村大字古田
同郡中里村大字長尾
同郡十社村大字田邊
同郡阿下喜村大字阿下喜
同郡山郷村大字北中津原
同郡笠田村大字上笠田
同郡大泉原村大字北金井
同郡稻部村大字大木
同郡神田村大字山田
同郡七和村大字星川
同郡大泉村大字大泉

八 阪 神 社
大 神 社
賀 毛 神 社
石 神 社
鳴 谷 神 社
本 郷 神 社
清 水 神 明 社
猪 名 部 神 社
多 奈 閉 神 社
大 西 神 社
中 原 神 社
蟻 阪 神 社
金 井 神 社
大 木 神 社
鳥 取 山 田 神 社
星 川 神 社
大 谷 神 社

三重郡鹽濱村大字鹽濱
同郡楠村大字北五味塚
同郡河原村大字河原田字宮ノ谷
同郡日永村大字日永
同郡内部村大字小古賀
同郡小山田村大字山田
同郡水澤村
同郡西郷村大字西日野
同郡常磐村大字赤堀
同郡川島村大字川島
同郡櫻村大字智積
同郡鶴川原村大字大強原
同郡縣村大字海老原
同郡神前村大字高角
同郡三重村大字西園部
同郡海藏村大字東阿倉川
同郡朝上村大字田光

御 露 神 社
楠 村 神 社
河 原 田 神 社
大 宮 神 明 社
小 許 曾 神 社
加 富 神 社
足 見 田 神 社
日 野 神 社
八 阪 神 社
神 明 神 社
市 岸 神 社
鶴 川 原 神 社
衣 比 原 神 社
神 前 神 社
江 田 神 社
海 藏 神 社
多 比 鹿 神 社

同郡竹永村大字永井
同郡保々村大字西村
同郡八郷村大字中村
同郡大矢知村大字大矢知
同郡朝日村大字繩生
同郡富洲原町
同郡下野村大字中里
同郡川越村大字豊田
同郡富田町大字東富田
四日市市大字濱一色
河藝郡白子町大字白子
同郡稻生村大字稻生
同郡天名村大字御園
同郡合川村大字三宅
同郡榮村大字磯山
同郡上野村大字千里
同郡栗真村大字町屋

井 手 神 社
殖 栗 神 社
能 原 神 社
長 倉 神 社
苗 代 神 社
苗 代 神 社
飛 鳥 神 社
石 部 神 社
八 十 積 椋 神 社
鳥 出 神 社
八 幡 神 社
久 留 真 神 社
加 和 良 神 社
服 織 神 社
三 宅 神 社
八 幡 神 社
尾 前 神 社
千 王 神 社

同郡豐津村大字太子
同郡白塚村
同郡一身田町大字大古曾
同郡大里村大字陸合
同郡黒田村大字北黒田
同郡高野尾村
同郡椋本村
同郡明村大字林村
同郡香松村大字北香松
同郡玉垣村大字玉垣
同郡箕田村大字下箕田
同郡一ノ宮村大字北長太
同郡河曲村大字須賀
同郡神戸町大字本多町
同郡飯野村大字三田市
鈴鹿郡龜山町大字野村
同郡神邊村大字布氣

八 雲 神 社
八 雲 神 社
大 乃 已 所 神 社
多 爲 神 社
彌 尼 布 理 神 社
須 賀 神 社
椋 本 神 社
事 忌 神 社
深 田 神 社
彌 都 加 伎 神 社
久 久 志 彌 神 社
飯 野 神 社
阿 自 加 神 社
本 多 神 社
飯 野 神 社
忍 山 神 社
布 氣 皇 館 太 神 社

第九編 社寺 第四章 財産、會計

第九編 社寺 第四章 財産、會計

同郡關町大字木崎
 同郡阪下村大字阪下
 同郡加太村
 同郡龜山町大字菅内
 同郡壹生村大字下之庄
 同郡國府村
 同郡井田川村大字和泉
 同郡庄野村大字庄野
 同郡高津瀬村大字高宮
 同郡牧田村大字甲斐
 同郡石藥師村大字石藥師
 同郡久間田村大字下大久保
 同郡深伊澤村大字北熊野
 同郡庄内村大字原村
 同郡川崎村大字川崎
 同郡野登村大字兩尾
 同郡白川村大字白木

關山神社
 片山神社
 川俣神社
 長瀬神社
 江神社
 三宅神社
 川俣神社
 川俣神社
 加佐登神社
 夜夫多神社
 大木神社
 久間田神社
 長澤神社
 庄内神社
 能褒野神社
 彌牟居神社
 白川神社

津市大字上濱町
 同市大字下辨財町
 安濃郡新町大字古河
 津市大字愛宕町
 安濃郡建部村大字中河原
 同郡藤水村大字藤方
 同郡神戶村大字半田
 同郡安東村大字河邊
 同郡櫛形村大字產品
 同郡片田村大字井戸
 同郡高宮村大字五百野
 同郡長野村大字北長野
 同郡辰水村大字家所
 同郡草生村大字草生
 同郡村主村妙法寺
 同郡安濃村大字安濃
 同郡明合村大字粟加

小丹神社
 市杵島姫神社
 國魂神社
 比佐豆知神社
 宇氣比神社
 加良比乃神社
 神館神社
 石積神社
 置染神社
 八乳合神社
 高宮神社
 長野神社
 辰水神社
 比佐豆知菅原神社
 大市神社
 阿由多神社
 明合神社

同郡安西村大字萩野
 同郡雲林院村
 同郡河内村
 一志郡久居町大字二ノ町
 同郡本村大字本村字北出
 同郡桃園村大字新家
 同郡戸木村
 同郡七栗村大字庄田
 同郡稻葉村
 同郡榑原村大字榑原
 同郡大井村大字大仰
 同郡川口村
 同郡八ツ山村大字山田野
 同郡境村大字福田山
 同郡家城村大字南家城
 同郡八知村
 同郡太郎生村

安西神社
 美濃夜神社
 小川内神社
 野邊野神社
 川併神社
 物部神社
 敏太神社
 七栗神社
 稻葉神社
 射山神社
 大井神社
 白山比咩神社
 白山比咩神社
 宇氣比神社
 案城神社
 仲山神社
 國津神社

同郡伊勢地村大字石名原
 同郡八幡村大字奥津
 同郡多氣村大字上多氣
 同郡下之川村
 同郡宇氣郷村大字柚原
 同郡中郷村大字宮野
 同郡豐地村大字下ノ庄
 同郡高岡村大字高野
 同郡中川村大字小川
 同郡豐田村大字權現前
 同郡中原村大字津屋城
 同郡阿坂村大字阿坂
 同郡阿坂村大字小阿坂
 同郡米ノ庄村大字市場庄
 同郡松ヶ崎村大字松崎浦
 同郡天白村大字曾原
 同郡小野江村大字小野江

幡須神社
 八幡神社
 北島神社
 仲山神社
 蘭字氣白神社
 中郷神社
 豐地神社
 高岡神社
 小川神社
 須賀神社
 中原神社
 阿射加神社
 阿射加神社
 米ノ庄神社
 松ヶ崎神社
 天白神社
 小野江神社

第九編 社寺 第四章 財産、會計

同郡雲出村大字本郷	同郡高茶屋村大字小森	同郡波瀨村	同郡川合村大字須夕瀨	同郡鶴村大字星今	同郡大三村大字三夕野	同郡竹原村大字竹原	飯南郡松坂町大字本町	同郡港村大字大平尾	同郡花岡村大字大黒田	同郡伊勢寺村大字伊勢寺	同郡大河内村大字桂瀨	同郡大石村大字小片野	同郡彌見村大字彌見	同郡川俣村大字七日市	同郡森村大字森村	同郡波瀨村大字波瀨
雲出	高茶屋	波瀨	川併	波氏	大三	竹原	御厨	加世智	花岡	高福	大河内	大石	彌見	乳峯	黒瀧	波瀨
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社

同郡射和村大字射和	同郡櫛田村大字上七見	同郡朝見村大字立田	同郡西黒部村大字西黒部	同郡機殿村大字六根	同郡沼代村大字法田	同郡茅廣江村大字下出江	同郡柿野村大字横野	多氣郡東黒部村大字柿木原	同郡下御絲村大字中村	同郡大淀村大字大淀	同郡上御絲村大字中海	同郡西外城田村大字笠木字長安寺	同郡伊奈村大字仁田	同郡津田村大字井内林	同郡丹生村	同郡五夕谷村大字朝栢
伊佐和	奈々美	穴師	意非多	大國玉	漕代	千尋江	柿野	二十五柱	島田	竹大與	麻纒	外城田	佐那	津田	丹生	五箇谷
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社

同郡三瀨谷村大字佐原	同郡萩原村大字江馬	同郡領内村大字小瀧	同郡大杉谷村大字久豆	宇治山田市大字一之木町	同市大字下中之郷町	同市大字辻久留町	同市大字河崎町	度會郡大湊町	同郡豐濱村大字土路西條	同郡田丸町大字下田邊	同郡四郷村大字楠部	同郡島津村大字古和浦	同郡中島村大字阿曾浦	同郡城田村大字上地	同郡大内山村大字川口	同郡五夕所村大字五夕所浦
三瀨谷	萩原	領内	佐田	須原	今	上	河邊七種	日保見山八幡	高羽	田丸	四郷	八柱	八柱	城田	八柱	五夕所
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社

同郡二見町大字湊口	同郡鶴倉村大字東宮	同郡南海村大字相賀浦	同郡柏崎村大字崎村	同郡二見町大字江村	同郡有田村大字湯田	同郡種原村大字伊勢路	同郡下外城田村大字栗野	同郡内城田村大字柵橋	同郡一之瀨村大字臨出	同郡神原村大字神津佐	同郡宮本村大字佐八	同郡中川村大字長原	同郡七保村大字野原	同郡濱郷村大字一色	阿山郡上野町大字上野字坂居町	同郡同町大字愛宕町
二見	八柱	大賀	並大	榮野	有田	穗原	八柱	内城田	一之瀨	神原	宮本	中川	七保	一色	金峯	愛宕
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	社

第九編 社寺 第四章 財産、會計

同郡城南村大字淺字田
同郡小田村
同郡花之木村大字大野木
同郡長田村大字長田
同郡島夕原村
同郡新居村大字西村
同郡丸柱村大字音羽
同郡三田村大字三田
同郡中瀬村大字荒木
同郡府中村大字服部
同郡河合村大字石川
同郡玉瀧村大字玉瀧
同郡鞆田村大字中友田
同郡東柘植村大字上柘植
同郡西柘植村大字下柘植
同郡壬生野村大字山畑
同郡山田村大字甲野

八幡神
菅原大邊神
射手神
鶴宮神
高倉神
佐々神
三田神
須知荒木神
小宮神
穴石神
玉瀧神
鞆田神
都美惠神
日置神
勝手神
鳥取神

同郡布引村大字坂下
同郡阿波村大字上阿波
名賀郡藏持村大字藏持字原ノ前
同郡薦原村大字薦生
同郡錦生村大字安部田
同郡瀧川村大字丈六
同郡箕曲村大字青蓮寺
同郡比奈知村大字下比奈知
同郡國津村大字布坐
同郡花垣村大字予野
同郡古山村大字藏繩手
同郡猪田村大字猪田
同郡神戶村大字上神戶
同郡種生村大字種生
同郡矢持村大字霧生
同郡美濃波多村大字新田
同郡上津村大字北山

酒解神
春日神
中山神
鹿高山神
八幡神
國津神
名居神
國津神
三郷神
田守神
猪田神
神戶神
種生神
鹿島神
美波多神
比々岐神

同郡依那古村大字下郡
志摩郡鳥羽町大字鳥羽町
同郡桃取村
同郡荅志村
同郡神島村
同郡菅島村
同郡坂手村
同郡加茂村大字安樂島
同郡鏡浦村大字浦村
同郡長岡村大字相差
同郡的矢村大字的矢
同郡安乘村字小山
同郡國府村
同郡鶴方村
同郡神明村
同郡甲賀村
同郡立神村

猪田神
大山祇神
八幡神
美多羅志
八代神
菅島神
若宮神
滿留山神
浦神
神明神
的矢村神
安乘神
國府神
宇賀多神
神明神
珂夫賀神
宇氣比神

同郡磯部村大字惠利原
同郡畔名村
同郡名田村
同郡船越村
同郡片田村
同郡布施田村
同郡越賀村
同郡御座村
同郡濱島村大字濱島
同郡志島村
同郡和具村
北牟婁郡九鬼村大字九木浦
同郡須賀利村
同郡桂城村大字島勝浦
同郡引本町大字引本浦
同郡相賀村大字相賀
同郡三野瀬村大字海野浦

磯部神
畔名神
天之眞名井神
船越神
八雲神
殿岡神
越賀神
御座神
宇氣比神
志島神
八雲神
九十神
高宮神
島勝神
引本神
相賀神
鏡神

同郡長島村	長島	神	社
同郡赤羽村大字島原	赤羽	神	社
同郡二郷村	二郷	神	社
同郡錦村	錦	神	社
南牟婁郡木本町	木本	神	社
同郡北輪内村大字三木里浦	三木里	神	社
同郡泊村大字古泊	磯崎	神	社
同郡有井村大字井戸	大馬	神	社
同郡荒坂村大字二木島浦	室子	神	社
同郡同村大字甫母浦	阿子師	神	社
同郡新鹿村大字新鹿	徳司	神	社
同郡神志村大字神木	原地	神	社
同郡阿田和村大字阿田和	阿田和	神	社
同郡井田村大字神内	神内	神	社
同郡鵜殿村	鳥止野	神	社
同郡御船村大字成川	中村	神	社
同郡相野谷村大字大里	相野谷	神	社

同郡尾呂志村大字川瀬	尾呂志	神	社
同郡上川村大字櫻枝	上川	神	社
同郡入鹿村大字小栗須	入鹿	神	社
同郡西山村大字長尾	西山	神	社
同郡神川村大字神上	上山	神	社
同郡五郷村大字寺谷	飛鳥	神	社
同郡飛鳥村大字小坂	飛鳥	神	社
同郡南輪内村大字曾根浦	飛鳥	神	社
同郡市木村大字上市木	八幡	神	社

●同上ノ件

(大正元年九月二十日) 告示第五十八號

明治三十九年勅令第九十六號第一條第二項ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

員辨郡大泉村大字東一色	社格	神社名
鈴鹿郡龜山町字一町	村社	大谷神社
		山八幡神社

鈴鹿郡國府村大字平野	村社	加茂大神社
鈴鹿郡牧田村大字弓削岡田	村社	岡太神社
河藝郡上野村大字上野	村社	上野神社
河藝郡若松村大字南若松	村社	小川神社
河藝郡栗真村大字小川	村社	逆川神社
安濃郡神戶村大字神戶	村社	神戶乃神社
津市大字新東町	村社	稻荷神社
飯南郡神戶村大字下村	村社	神戶神館神明社
飯南郡神戶村大字垣鼻	村社	神戶神社
飯南郡西黒部村大字松名瀬	村社	松名瀬神社
飯南郡川俣村大字田引	村社	八柱神社
飯南郡射和村大字下増路	村社	牛庭神社
多氣郡大淀村大字山大淀	村社	竹佐々夫江神社
多氣郡西外城田村大字野中	村社	西外城田神社
度會郡御園村大字高向	村社	高向大神社
度會郡御園村大字王中島	村社	御園神社
度會郡東外城田村大字蚊野	村社	外城田神社

第九編 社寺 第四章 財産、會計

度會郡東外城田村大字田宮寺	村社	田乃家外城田神社
度會郡下外城田村大字小社曾根	村社	下外城田神社
度會郡中島村大字道方	村社	八柱神社
度會郡沼木村大字上野	村社	沼木神社
度會郡小俣村	村社	官舎社
度會郡小川郷村大字中ノ郷	村社	小川郷神社
志摩郡加茂村大字松尾	村社	加茂神社
阿山郡玉瀧村大字旗山	村社	眞木山神社
阿山郡西柘植村大字新堂	村社	神明神社
阿山郡友生村大字下友生	村社	友生神社
阿山郡友生村大字蓮池	村社	木代神社
名賀郡蕨原村西田原	村社	春日神社
名賀郡花垣村大字白樫	村社	二郷神社
名賀郡錦生村大字黒田	村社	勝手神社
名賀郡箕曲村大字中村	村社	箕曲神社
名賀郡瀧川村大字柏原	村社	勝手神社
名賀郡比奈知村大字瀧之原	村社	國津神社

同上ノ件

(大正三年二月二十七日) 告示第六十七號

大正一二年五月告示第二一二號改正

明治三十九年勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮座地	社格	神社名
一志郡八幡村大字川上	村社	若宮八幡神社
員辨郡神田村大字鳥取	村社	鳥取神社
員辨郡梅戸井村大字梅戸	村社	土生神社
員辨郡治田村大字新町	村社	新町神社
阿山郡新居村大字西山	村社	春日神社
南牟婁郡神川村大字柳谷	村社	瀧神
名賀郡錦生村大字矢川	村社	春日神社
名賀郡國津村大字奈垣	村社	國津神社
河藝郡河曲村大字國分	村社	菅原神社
河藝郡合川村大字徳居	村社	酒井神社

六十

河藝郡白子町大字白子	村社	勝速日神社
河藝郡白子町大字寺家	村社	比佐豆知神社
河藝郡飯野村大字安塚	村社	阿自賀神社
河藝郡黒田村大字南黒田	村社	黒田神社

同上ノ件

(大正四年一月二十二日) 告示第二十號

明治三十九年勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮座地	社格	神社名
三重郡内部村大字波木	村社	加富神社
三重郡四郷村大字八王子	村社	吉田神社
三重郡朝日村大字柿村	村社	井後神社
北牟婁郡船津村大字中里	村社	八重垣神社
阿山郡花ノ木村大字法花	村社	應感神社
阿山郡城南村大字木興	村社	桶子神社
宇治山田市大字船江町	村社	船江上社

同上ノ件

(大正四年十月二十二日) 告示第三百十九號

明治三十九年勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮座地	社格	神社名
員辨郡中里村大字川合	村社	川合神社
河藝郡白子町大字江島	村社	江島神社
三重郡朝上村大字小島	村社	耳常神社
度會郡柏崎村大字崎村	村社	大皇神社
宇治山田市大字吹上町	村社	世木坐度會氏神社
志摩郡加茂村大字船津	村社	八幡神社
北牟婁郡三野瀬村大字三浦	村社	豐浦神社
飯南郡宮前村大字赤桶	村社	水屋神社
阿山郡府中村大字佐那具	村社	府中神社
南牟婁郡尾呂志村大字片川	村社	三宮神社

同上ノ件

(大正五年七月十一日) 告示第二百三十七號

明治三十九年勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮座地	社格	神社名
阿山郡新居村鎮座	郷社	高倉神社

鎮座地	社格	神社名
度會郡神社町大字小木	村社	箕曲神社
度會郡北濱村大字東大淀立會	村社	北濱神社

●同上ノ件

(大正五年十一月十八日)
(告示第四百二十四號)

明治三十九年勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進
スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地	社 格	社 名
阿山郡新居村大字波野田	村社	春日神社
阿山郡丸柱村大字丸柱	村社	諏訪神社
阿山郡丸柱村大字比曾河内	村社	諏訪神社
三重郡日永村大字六呂見	村社	洲崎濱宮神明神社
三重郡日永村大字日永	村社	日永神社
三重郡川島村大字川島	村社	川島神社
一志郡宇氣郷村大字上小川	村社	宇氣比神社
度會郡大内山村	村社	四方神社
度會郡柏崎村大字柏野	村社	津嶋神社
宇治山田市大字豊川町	村社	茜社

●同上ノ件

(大正六年二月九日)
(告示第六十三號)

明治三十九年勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進
スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地	社 格	社 名
員辨郡白瀬村大字山口	村社	八幡神社

(大正六年十一月九日)
(告示第四百三十三號)

明治三十九年勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進
スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地	社 格	社 名
宇治山田市大字今在家町	村社	宇治山神社
南牟婁郡神志山村大字金山	村社	金山神社
三重郡八郷村大字伊坂	村社	菟上耳利神社
三重郡河原田村大字川尻	村社	熊野神社

●同上ノ件

(大正七年十月四日)
(告示第三百八十號)

明治三十九年勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進
スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地	社 格	社 名
員辨郡神田村大字穴太	村社	神田神社
員辨郡阿下喜村大字瀬木	村社	猪毛利谷神社
三重郡三重村大字生桑	村社	生桑神社
三重郡三重村大字山之一色	村社	遠保神社
度會郡豊濱村大字野依	村社	豊玉神社

●同上ノ件

(大正八年二月七日)
(告示第四十二號)

明治三十九年勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進
スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

●同上ノ件

鎮 座 地	社 格	社 名
多氣郡相可町	村社	相生神社
度會郡南海村大字迫間	村社	迫間神社
名賀郡國津村大字長瀬	村社	國津神社

●同上ノ件

(大正八年八月一日)
(告示第二百十八號)

明治三十九年勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進
スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地	社 格	社 名
多賀郡矢持村大字奥鹿野	村社	八柱神社

●同上ノ件

(大正八年九月三十日)
(告示第二百八十三號)

明治三十九年勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進
スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

第九編 社寺 第四章 財産、會計

鎮 座 地 社格 神社名
員辨郡十社村大字東貝野 村社 貝野神社
河藝郡明村大字補原 村社 明神

●同上ノ件

(大正九年二月三日)
告示第五十二號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地 社格 神社名
三重郡朝上村大字田口 村社 福王神社
三重郡朝上村大字杉谷 村社 熊野神社
三重郡縣村大字平尾 村社 縣神社

●同上ノ件

(大正九年十月八日)
告示第三百九十五號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

名賀郡瀧川村大字一ノ井 村社 春日神社
宇治山田市大字八日市場町 村社 坂社

●同上ノ件

(大正十一年九月八日)
告示第三百三號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地 社格 神社名
桑名郡深谷村大字下深谷部 郷社 深江神社

●同上ノ件

(大正十一年十月十八日)
告示第三百五十四號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地 社格 神社名
度會郡二見町大字松下 村社 松下神社
志摩郡鳥羽町大字小濱 村社 土宮神社

第九編 社寺 第四章 財産、會計

六十四

鎮 座 地 社格 神社名
三重郡竹永村大字竹成 村社 八坂神社

●同上ノ件

(大正九年十月十二日)
告示第三百九十六號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地 社格 神社名
三重郡八郷村大字平津 村社 八幡神社

●同上ノ件

(大正十一年三月三日)
告示第七十二號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地 社格 神社名
員辨郡十社村大字下平 村社 田切八幡神社
員辨郡十社村大字二之瀬 村社 日尾神社

志摩郡長岡村大字國崎 村社 海士潛女神社

●同上ノ件

(大正十一年十二月一日)
告示第四百十五號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地 社格 神社名
名賀郡花垣村大字白檜 郷社 岡八幡神社

●同上ノ件

(大正十二年三月二十三日)
告示第九號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮 座 地 社格 神社名
員辨郡七和村大字五河田 村社 八幡社

六十五

●同上ノ件

(大正十二年五月十一日)
告示第二百二號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮座地 社格 神社名
桑名郡深谷村大字上深谷部 村社 森大明神社

●同上ノ件

(大正十三年五月三十日)
告示第二百八十號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮座地 社格 神社名
員辨郡梅戸井村大字梅戸 郷社 土生神社

●同上ノ件

(大正十三年十月三日)
告示第四百六十七號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮座地 社格 神社名
員辨郡梅戸井村大字大井田 村社 大井田御厨神明神社

●同上ノ件

(大正十三年十一月二十五日)
告示第五百五十一號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮座地 社格 神社名
員辨郡白瀬村大字市場 村社 野之宮神社
度會郡南海村大字磯浦 村社 八幡神社

●同上ノ件

(大正十三年十二月十九日)
告示第五百八十號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮座地 社格 神社名
名賀郡比自岐村大字比自岐 縣社 比自岐神社

●同上ノ件

(大正十四年一月十六日)
告示第十五號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮座地 社格 神社名
度會郡島津村大字方座浦 村社 芳草神社

●同上ノ件

(大正十四年六月十六日)
告示第二百七十四號

明治三十九年四月勅令第九十六號第一條ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ヲ左ノ通指定ス

鎮座地 社格 神社名
鈴鹿郡川崎村大字田村 縣社 能褒野神社

第五章 觀覽料、寄附金及負

債募集

●寺院及佛堂ノ縦覽料金寄附金負 債募集等ニ關スル件

(大正五年九月十二日
縣令第二十一號)

寺院及佛堂ノ縦覽料金、寄附金、負債募集等ニ關スル件左ノ
通定ム

寺院及佛堂ノ縦覽料金、寄附金、負債募集等
ニ關スル件

第一條 省令(明治三十一年七月内務省)第二條ニ依リ知事ノ
許可ヲ得ムトスル者ハ左記ノ事項ヲ記シタル願書ヲ差出ス
ヘシ

- 一 觀覽セシムヘキ殿堂、庭園、什寶等ノ名稱及來歴
- 二 觀覽料金
- 三 觀覽料金ヲ徵スル目的方法及期間

第九編 社寺 第五章 觀覽料、寄附金及負債募集

四 觀覽料金ノ管理及處分方法

五 觀覽場ニ於テ特ニ取扱者又ハ案内者等ヲ設クルモノニ
在リテハ其ノ者ノ住所氏名、年齢、經歷

許可ノ後前項第二號乃至第四號ノ事項ヲ變更セムトスルト
キハ關係事項ヲ具シ更ニ出願許可ヲ受ケ取扱者若ハ案内者
ヲ増加若ハ變更シ又ハ廢止シタルトキハ五日以内ニ其ノ住
所、氏名、年齢及經歷(廢止ノ場合ハ)ヲ具シ届出ツヘシ

第二條 寄附金又ハ負債募集ニ關シテハ省令第五條各號事項
ノ外左記事項ヲ具スルヲ要ス

一 寄附金募集ニ關シテハ目的ニ對スル目論見書及募集金
ノ管理方法

二 負債募集ニ關シテハ目的ニ對スル目論見書及負債償還
ノ方法

第三條 寄附金又ハ負債募集許可ヲ受ケタル者ハ別紙様式ニ
準シ寄附金又ハ負債募集帳簿ヲ調製シ其ノ冊首ニ願書並指
令寫ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ

寄附金又ハ負債募集ニ從事スルトキハ必ス前項ノ帳簿ヲ携

第九編 社寺 第五章 觀覽料、寄附金及負債募集

帶シ募集金ヲ受ケ入レムトスルトキハ様式甲號乙號共ニ所
要ノ記入ヲ爲シ其ノ受入ト同時ニ乙號領收證ヲ應募者ニ交
付スヘシ

本條ノ帳簿ハ募集期間終了ノ日ヨリ起算シ一ケ年間之ヲ保
管シ當該官吏ノ求メアリタルトキハ之ヲ提示スヘシ

第四條 省令第七條ニ依リ認可ヲ受ケタル後募集ニ從事セシ
ムルコトヲ罷メタルトキハ五日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ

第五條 寄附金又ハ負債募集ノ許可ヲ受ケタルモノハ其ノ募
集ノ目的トスル事業終了ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ收支計
算書ヲ添ヘ募集セシ總金額ヲ届出ツヘシ

第六條 公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ負債
若ハ寄附金募集又ハ觀覽料金徵收ノ許可ヲ取消スコトアル
ヘシ

第七條 觀覽場取扱者又ハ案内者若ハ募集従事者ニシテ素行
不其ノ他不適當ト認ムルトキハ其ノ解雇ヲ命スルコトア
ルヘシ

第八條 省令又ハ本令ニ依リ知事ニ提出シ若ハ知事ヲ經由ス

ル書類ハ總テ所轄警察官署長ヲ經由スヘシ

第九條 第一條第二項、第三條、第四條、第五條ニ違反シ又
ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料
ニ處ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年十二月十二日 縣令第四十九號神社、寺院及佛堂ニテ參拜
料金、觀覽料金及寄附金募集ニ關スル規程ハ本令施行ノ日ヨ
リ之ヲ廢止ス

(別紙様式)

甲 號		乙 號	
第 號	第 號	第 號	第 號
募集取扱人氏名		領收證	
應募金額		一金圓拾錢也	
應募者住所氏名		右金額御寄附相成正ニ領收候也	
應募金受入年月日		大正 年 月 日	

印刷

第九編 社寺 第五章 觀覽料、寄附金及負債募集

右之通相違無之候也

氏子(檀家)(氏子檀家ナキ)總代
何 何 何 何

何 何 何 何
某 某 某 某

●社寺境内樹木伐採出願ノ節願書
差出方

(明治二十年一月二十七日)
(訓令第五十九號)

社寺境内ノ樹木ハ民有地タリトモ容易ニ伐採不相成筋ニ候得

郡 役 所

共若シ雖止事情有之伐採出願ノ節實地取調ノ上明治十五年(九月)乙第百八十七號達類別ヲ記載シ之レニ意見ヲ附シ願書ト共ニ差出スヘシ

●社寺境内ノ樹木等植樹法ヲ設ケ
届出ツヘキ件

(明治十五年十一月十日)
(乙第百四號)

郡 役 所
戶 長 役 場

社寺境内ハ用材培植ノ地ニ非スシテ風致樹培植ノ地ニ有之然ルニ數十年前ノ樹木一朝伐採或ハ枯損シ遂ニ風致ヲ毀損スル不尠概スルニ植樹ノ法無之ニ由ル抑モ境内樹ノ如キハ風致ヲ裝飾シ衆庶ヲシテ自カラ信仰ノ念慮ヲ厚カラシムルモノナレハ一木一枝タリトモ容易ニ伐採不相成義ハ明治六年第二百三十五號公布ノ在ル處ニシテ次テ内務省及本縣達ノ趣モ有之他用ニ供スル義ハ無之ト雖特リ該社寺修繕用材トシテ下渡ス場合ト枯損木拂下代ノ其ノ社寺修繕費へ下渡ノ處分アルノミ殊

ニ境外上地林ノ如キト雖風致ノ爲禁伐林ノ名稱モ有之程ノ義ニ付境内ニ於テハ現在ノ樹木ヲ愛惜スルハ勿論祭典等差支無之箇所ハ寸地ト雖相當ノ樹木植付方其ノ神官住職及氏子檀中ニ於テ注意スルハ勿論ニ付速ニ植樹法相設ケ實踐ノ義届出候様可取計此旨相違候事

●民有地社寺境内ノ樹木伐採セン
トスルトキ出願方

(明治二十四年九月十八日)
(縣令第三十七號)

民有地社寺境内ノ樹木ヲ伐採セントスルトキハ其社寺關係ノ者連署郡市役所へ申出認可ヲ受クヘシ

●官有地ニ係ル祠宇寺院境内ノ異
動及伐木等出願方

(明治十八年十一月三十日)
(甲第百一號)

官有地ニ係ル祠宇寺院境内ノ異動及伐木等ノ願ハ客年(十一

月)甲第九十九號布達ニ準シ管長ノ添書ヲ要スルモノトス但シ障礙木伐採ノ義ハ本寺法類連署及管長ノ添書ナキモ苦シカラス
右布達候事

●社寺境内民有地使用及管理方法

(明治二十八年五月二十四日)
(訓令甲第三十四號)

郡 市 役 所
町 村 役 場

社寺境内民有地使用及管理方法等ハ總テ境内官有地ニ準シ取扱フヘシ
但シ本文ノ趣各社寺へ通達スヘシ

●社寺境内ノ使用料並竹木其ノ他
ノ收入處分ノ件

(明治二十四年七月三日)
(縣令第三十號)

明治三六年一月縣令第四〇號、同年一月

第九編 社寺 第六章 土地、建物及境内

第四二號改正

一 社寺境内ノ使用料竝ニ竹木其他ノ收益ハ其社寺ノ收入ニ屬スヘシ但收入財産ハ本年(六月)縣令第二十七號ニヨリ整理スヘシ

一 明治二十年(五月)縣令第四十六號ハ廢止ス

● 神社寺院佛堂ノ舊境内官有地無償讓與ノ申請書記載方ノ件

(明治四十一年九月十一日)
(告示第三百八十一號)

- 明治三十九年勅令第二百二十號ニ依リ神社寺院佛堂ノ舊境内官有地無償讓與ノ申請書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ
- 一 申請目的地ノ地名番及面積(實測ノ結果裏帳面積ニ對積ト實測面積トヲ併)竝ニ差違アルモノハ裏帳面積トコトヲ要ス
 - 二 土地及附屬物ノ種類數量
 - 三 目的地及其ノ附近地形ヲ表示シタル平面圖(實測反別チノハ求積圖ヲモ派附スルコトヲ要ス)
 - 四 申請者タル社寺佛堂ノ名稱及所在地名

七十六

五 社寺佛堂ノ代表者竝ニ氏子信徒及檀徒ノ各總代ノ署名捺印
六 申請ノ日付

● 神社所有建物等登録方

(明治二十九年九月十五日)
(訓令甲第四十九號)

明治三〇年四月訓令甲第三九號改正

縣社以下神社所有ニ係ル版權、地所建物、國債證券、商事會社株券ノ類ニシテ向後新ニ登録シ若ハ登録ヲ變更スル場合ニ於テハ渾テ該神社ノ名ニ登録ヲ請クシメ其ノ社印ハ常ニ其ノ社神職及氏子ノハ信徒 總代人立會糊封ノ上神職ニ於テ嚴重保管シ其ノ印影ハ豫メ市町村長ヘ届出サスヘシ

郡市役所
町村役場

● 社寺境外ノ土地又ハ官林ノ拂下ヲ受ケタルトキ届出方

(明治二十七年一月六日)
(縣令第三號)

社寺ニ於テ風致裝飾用ノ爲メ境外土地官林ノ拂下ヲ受ケタルトキハ其反別地價等ヲ詳記シ當廳ヘ届出ヘシ其地使用方(明治二十四年農商務省告示第八號第七條ニ當ルモノハ除ク)等ハ明治二十四年七月本縣令第三十號ニ準據シ取扱フヘシ

● 縣社以下神社境内設備規程

(明治四十年八月九日)
(縣令第三十八號)

縣社以下神社境内設備規程左ノ通定ム

縣社以下神社境内設備規程

第一條 縣社以下各神社ニハ左ノ建物ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一 社殿
- 一 拜殿
- 一 鳥居

第九編 社寺 第六章 土地、建物及境内

第二條 社殿及拜殿ハ左ノ建坪ヲ下ルコトヲ得ス

社殿	建坪	拜殿	建坪
縣社	四坪	縣社	拾坪
郷社	貳坪	郷社	六坪
村社	壹坪	村社	四坪
無格社	五合	無格社	貳坪
		社殿拜殿兼用ノモノ	
		縣社	拾貳坪
		郷社	七坪
		村社	五坪
		無格社	貳坪

境内社ハ無格社ニ準シ設備スヘシ但境内ノ狀況ニ依リ拜殿

七十七

第九編 社寺 第六章 土地、建物及境内

ヲ設ケサルモ妨ケナシ

第三條 境内ハ左ノ坪數ヲ下ルコトヲ得ス

縣社 參百坪

郷社 貳百坪

村社 百五拾坪

無格社 五拾坪

第四條 前二條ノ規定ハ神社移轉ノ場合ニ之ヲ適用セス

附則

現在ノ設備本令ノ規定ニ適合セサル神社ニ在テハ明治四十年十二月三十一日限り之ヲ完成スヘシ

古式其ノ他ノ事情ニ依リ本令ノ規定ニ依リ難キ神社ニ在テハ明治四十年十一月三十日迄ニ其ノ事由ヲ詳具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七章 寶物、古文書

●社寺寶物古文書等目錄帳調製差

出方

(明治十二年六月五日) 乙第百號

郡 役 所
戶 長 役 場

社寺寶物古文書等ノ義ハ各管廳ニ於テ取締相立テ厚ク保護可致云々内務省ヨリ被相達候條縣社以下神社並寺院共所藏ノ寶物古器物古文書等別紙書式ニ照準目錄帳爲差出各郡役所ニ取纏メ來ル七月十五日限り當廳へ可差出最モ追テ官員派出調査候義モ可有之候條該品無之分ハ其ノ旨可爲届出此旨相達候事但シ帳簿ハ正副二通美濃紙ニ記載可差出事

(別紙) 書式

某神社 寶物古器物古文書目錄

第九編 社寺 第七章 寶物、古文書

一 緣起書

幾 卷

撰者及筆者ノ姓名並其ノ年月ヲ記ス

一 文書

幾 通

百年以上若ハ名家ノ筆ニ係ルモノニテ文書ト稱スヘキ者ハ一々其ノ目ヲ掲ケ撰者筆者年月寄附人並傳來ノ所由ヲ記ス(以下扁額ニ至ルマテ) 記載方皆之ニ準ス

一 書畫或ハ繪卷物

幾 幅或ハ幾 卷

絹地紙地彩色墨畫等ノ別ヲ記シ繪詞等記載方都テ前ニ準ス

一 寫本或ハ寫經

幾 本

格別貴重ナルモノハ行數紙數等ヲモ詳細ニ記載スヘシ

一 扁額

一 面

寸法ヲモ記ス

一 棟札

一 枚

年月及人名ヲ記ス

一 鏡

一 面

銘(若ハ)寸法形鑄文重量年月寄附人傳來ノ所由等ヲ
記ス(以下記載方)
記ス(皆之ニ準ス)

一 鈴 一箇

一 釧 一口

一 古金 一枚

一 古錢 一枚

一 古印 一顆

一 印文釧形等ヲモ記ス

一 甲冑 一副

一 札威シ毛等ヲモ記ス

一 琴 一張

一 笛 一管

此ノ他古書籍ノ百年以上若ハ名家
古法帖ニ係ルモノ
武器文具
樂器珠玉石劍等ニ至ル迄各部ヲ分ク類ヲ推シ書式ニ照ラシ
テ記載スヘシ且ツ其ノ金銀銅器ニ係ルモノハ其ノ重量等詳
細ニ記センヲ要ス

右之通御座候也
年月日

何縣管下

何國何郡何村

何神社何官村

何宗派何寺院住職

職名 姓

右神社氏子或ハ崇敬人
寺院檀家信徒或ハ法類 總代

姓 名印

姓 名印

右村戸長 姓 名印

●社寺寶物古器物古文書目錄帳ノ
物件加除ニ關スル件

(明治二十八年十二月二十七日)
訓令甲第五十七號

郡市役所
町村役場

明治十二年(六月)當縣乙第百號達ニ依リ届出ノ社寺寶物古器
物古文書目錄帳ノ物件加除ニ關スル事件ハ其ノ都度當廳へ出
願セシム可シ

但シ火水盜難等ニテ散失ノ向ハ其ノ都度届出サスヘシ

第八章 興廢、合併、移轉

●神社寺院等創立再興復舊許可ノ

分二ヶ年以内ニ建設スヘキ件

(明治十五年十二月十一日)
甲第百八十四號

神社寺院等創立再興復舊許可ノ分ハ今後滿二年以内ニ建設スヘシ其ノ建物巨大ニシテ工事數年ニ渉ル可キ者ハ狀ヲ具シ更ニ出願許可ヲ受クル者トス其ノ他在來ノ社寺ニシテ變災ニ遭ヒ建物悉皆烏有ニ歸スル者ハ滿五ヶ年ニ再建設シ何レモ其ノ都度其ノ旨届出ツヘシ若シ右期限ヲ過キ建設セサル者ハ一面許可ヲ停メ一面社寺明細帳ヲ削除候條此旨布達候事
但シ現今既ニ許可濟立建物烏有ニ歸シ未タ建設セサル向ハ來ル一月三十一日限り遷延ノ理由申出ツヘシ

●社寺ノ創立再興復舊公稱移轉廢
合等出願手續

(明治十五年十二月二十日)
乙第百二十號

郡 役 所
戸 長 役 場

社寺ノ創立再興復舊公稱移轉廢合等出願ノ手續無之ニ付各自區々ノ願書ニシテ調査上差支ノ爲往復ニ時日ヲ費シ隨テ官民ノ手數不貲候條自今右出願ノ者有之節ハ左ノ條件ニ照ラシ精査ノ上不明瞭ノ廉ハ取調査出スヘシ此旨相達候事

調査心得

一社寺ノ創立再興復舊公稱移轉ハ神官住職氏子檀家若ハ信徒其ノ社寺一切ノ事ニ關係スヘキモトナルヘキモノノ總代三名以上(寺院ハ本寺法類竝創立再興復舊公稱ハ住職トナルヘキモノ選定其ノ者)連署本寺ハ副書ニスルモノトス

一同上出願ヲ要スル理由竝再興復舊ハ當初廢止合併ノ年月

及其ノ次第共

一 祭神本尊ノ由緒

繪圖面ハ社殿堂宇諸建物共各一棟毎ニ正面及妻二様ニ製シ美濃紙半枚ニ縮寫シ側ラニ縦横間敷竝建坪(本殿ハ白木造又ハ何塗)屋根何葺ヲ記載シ且ツ別ニ地所建物坪數位置ヲ詳ニスル美濃紙一枚ノ圖ニ境内地坪數及社寺名受若ハ人民名受或ハ共有敷新營在來ノ區別ヲモ記スルモノトス

一 社殿堂宇其ノ他諸建物新營又ハ修繕ヲ要スル向ハ目論見仕様竝其ノ費用ノ出途

一 動産不動産等永續資本ノ財産トナルヘキモノノ員數竝其ノ利得ノ詳細最モ其ノ際寄附スヘキモノハ寄附約定證爲取替其ノ寫ヲ附スルモノトス

一 什物及日用品トモ寄附ニ保ルモノハ前項末文ノ通新ニ購求スルモノハ其ノ費用ノ出途

一 爾後其ノ社寺一切ノ事ニ關係スヘキモノノ人名 財産ヲ異モノ且ツ肩書ヘ族籍ヲモ記スヘシ

一 願書ハ三通其ノ他ノ書類ハ渾テ正副二通ヲ要ス

一 移轉廢合ハ其ノ社寺創立ノ年月ヲ明記スルヲ要ス

但シ不詳ノ向ハ古老ノ口碑傳聞ニテモ其ノ旨記スヘシ

一 移轉跡ノ建物廢存ノ事柄ヲ明記スルヲ要ス

一 廢合ハ其ノ要スル理由ヲ詳ニシ第一項手續ノ願書正副二通トス

一 社ハ社格寺院ハ宗派名ヲ記スルヲ要ス

一 復舊ハ合併ノモノヲ舊ノ如ク引分クルモノ公稱ハ掛所遺

場及一寺ニアラサルモノノ名稱トス

一 一寺ト公稱セサル葺室或佛堂ノ類ト雖前項ニ準ス

● 町村鎮座氏神變換ノ節届出方

(明治十五年五月十九日)

(甲第百四號)

各町村鎮座氏神ノ儀ハ其ノ土地ニ就キ從來一定ノ區域有之儀ニ付各自ノ信否ニ任セ限リニ去就スヘキモノニ無之候條町村分合等ニヨリ不得已場合有之甲社ノ氏子一部落舉テ乙社ノ氏子ト相成節ハ甲乙社神官氏子協議ノ上雙方連署郡役所ヘ可届

出郡役所ニ於テ明細帳引直シノ儀可申出此旨布達候事但シ雙方協議不整節ハ受理不致儀ト心得ヘシ

● 神社ノ合祀ヲ督勵シ整理ニ努メ

シムルノ件

(明治四十年十二月三日)

(訓令甲第五十二號)

郡市役所
町村役場

神社ハ國家ノ宗祀ニシテ其ノ尊嚴ヲ保チ崇敬ノ誠ヲ致スハ蓋シ國民道義ノ本源タリ然ルニ從來縣下ニ奉祀セル神社ヲ觀ルニ其ノ設備概テ不完カラス維持ノ方法亦確立セス加フルニ常置ノ神職ヲ缺キ崇敬ノ實舉ヲサルモノ尠シトセス是レ畢竟神社ノ數夥多ニ過キ民力其ノ維持ニ適ハス信仰散漫ニ涉ルノ結果ニ外ナラサルヲ以テ之カ整理ヲ圖リ基本財産ヲ造成シ設備ヲ完成シ併セテ各社ニ適任ナル專務神職ヲ置キ專心神明ニ奉仕セシムルコトハ案ニ刻下ノ急務ニ屬ス本縣カ數年來會祀ノ勸獎ヲ爲シ舊ニ縣社以下神社境内設備規程及基本財産造成並管

第九編 社寺 第八章 興廢、合併、移轉

● 離末本寺換届出方

(明治十一年二月十四日)

(地甲第二十一號)

區 戶 長

離末本寺換之儀是迄各寺ヨリ管轄處ヘ出願候處自今同宗派内ノ分ハ本末寺協議濟之上新舊本寺承諾之書面相添管轄處ヘ爲届出尤他宗派ヘ附屬候向ハ從前之通可心得旨内務省ヨリ被達候條此旨寺院ヘ可相達候事

第九章 堂宇、教務所、説教所

●會堂ノ設立ヲ出願セムトスル者
願書差出方

(明治三十二年十月十八日)
縣令第六十六號

本年(七月)内務省令第四十一號第二條ニ依リ會堂ノ設立ヲ出願セントスル者ハ左記事項ニ對スル詳細ノ取調書ヲ添付シ願書差出スヘシ

- 一 本會堂建設ヲ要スル詳細ノ事由
- 一 本會堂ニ屬スル信者トナルヘキ者ノ數
- 一 本會堂ト同教ニ屬スル既設ノ會堂ニシテ本會堂トソノ距離最近ノモノノ名稱所在地及其ノ距離
- 一 本會堂敷地ノ所有者名及其ノ所有者承諾ノ有無
- 一 本會堂建設費ノ總額及其ノ費用ノ出途並各自負擔ノ金額

- 一 管理者ヲ設クルモノハ其ノ資格及選定ノ方法並其ノ權限
- 一 管理者タルモノノ豫定アラハ其ノ人名及履歷
- 一 維持費ノ豫算及支辨ノ方法及永續財産アラハ其ノ額
- 一 擔當布教者タルヘキ者ノ豫定アラハ其ノ人名及履歷

●教會堂設立者ヨリ願書ヲ受理シ
タル時進達方

(明治三十二年十月十八日)
訓令甲第九十一號

本年(七月)内務省令第四十一號第二條ニ依リ教會堂設立者ヨリ願書ヲ受理シタルトキハ本縣令第六十六號ニ依リ記載ノ事項ニ對シ詳細取調意見添申ノ上願書進達スヘシ

郡市役所
町村役場

●神佛道ニ屬スル教務所説教所ニ關スル件

(明治四十三年七月八日) 縣令第五十號

神佛道ニ屬スル教務所、教會所、法務所、説教所ニシテ明治四十三年七月一日以前ニ設立シタルモノハ明治四十三年十一月三十日迄ニ左記事項ヲ具シ所轄市町村長ヲ經由シ當廳ニ届出ツヘシ但シ本期間内ニ届出テサルモノハ廢止シタルモノト看做ス

届出事項

- 一 宗派名
- 二 名 稱
- 三 所在地(寺院内ニ設ケタルモノハ寺院名ヲ記載スヘシ)
- 四 許可年月日(寺院内ニ設立シタルモノハ届出年月日)
- 五 擔任教師名(各宗派ノ位階ヲ記載スヘシ)
- 六 財産目録
- 七 信徒數

●宗教ノ用ニ供スル堂宇會堂説教所等ノ設立者又ハ管理者ヨリ願書ヲ受理シタルトキ進達方

(明治三十二年八月四日) 訓令甲第七十八號

郡市役所 町村役場

客月二十七日内務省令第四十一號ニ依リ宗教ノ用ニ供スル堂宇會堂或ハ説教所等ノ設立者若ハ管理者ヨリ願書ヲ受理シタルトキハ豫メ之ニ意見ヲ具シ當廳ニ進達スヘシ

●宗教ノ宣布ニ從事セムトスル者及宗教ノ用ニ供スル爲堂宇會堂説教所等ノ類ヲ設立セムトスル者願届書差出方ノ件

(明治三十二年八月四日) 告示第九號

客月二十七日内務省令第四十一號ニ依リ當廳ニ差出スヘキ願届書式左記雜形ノ通相定ム

(雜形)

宣 教 届

私儀宗教ノ宣布ニ從事致度(従前ヨリ宗教ノ宣布ニ從事致居候間)別紙履歷書相添左記事項ヲ具シ此段御届申上候也

一 宗教ノ名稱

(宗教ノ名稱トハ例ヘハ耶蘇教中ローマンカソリック、グリーキカソリック、プレスビテリアン、コングレゲーシヨン、サウザンメソヂスト、ト云フカ如ク他ト明ニ區別シ得ラルル様詳細ニ其名稱ヲ記スヘシ)

二 布教ノ方法

(布教ノ機關トシテ會堂説教所講義所日曜學校等ヲ設クルモノニ在リテハ其會堂説教所講義所日曜學校等ノ所在地番地名稱ヲ記スヘシ其他一定ノ場所ヲ定メス他人ノ家若クハ自宅ニ於テスルモノハ其趣ヲ記スヘシ) 講義説教以外ノ方法例ヘハ通信傳道其他印刷物ノ配付等

ノ如キ方法ニ依リテ布教スルモノハ其方法ヲ記載スヘシ)

年 月 日

氏

名(印)

知 事 宛

履 歷 書

住所(居所)

國 籍

職 業 氏 名

年 齡

一 學業其他一般ノ履歷

一 賞 罰

右之通無相違候也

年 月 日

氏

名(印)

何々設立願

何々設立致度候間御許可被成下度左記事項ヲ具シ此段御願申上候也

一 設立ヲ要スル理由

第九編 社寺 第九章 堂宇、教務所、説教所

(其地ニ信徒多數ナルコト又ハ其地ト特別ノ縁故アルコト等凡テ設立ヲ要スル特種ノ事情ヲ詳記スヘシ)

二設置ヲ終ルヘキ期限

(新ニ建物ヲ新築スル者ハ勿論在來ノ建物ヲ以テ之ニ充ル場合ニ於テモ凡テ堂宇會堂説教所又ハ講義所ノ類ノ設備ヲ完成スル期限ヲ豫定シテ記載スヘシ)

二名稱(何々會堂ト稱スノ類)所在地(郡市町村字番地)敷地(地種目、坪數)建物(建坪、竝ニ内部ノ設備(祭壇演壇廳衆席等))

四宗教ノ名稱(届書ノ部ニ同シ)

五管理及維持ノ方法

(管理ハ奈何ナル方法ニ依ルカ管理者ハ奈何ニシテ之ヲ定ムルヤ建設費維持費ノ財源其他維持ノ方法ニ關スル事項ヲ記スヘシ)

六擔當布教者ノ資格及選定方法

(擔當布教者トハ其建物ニ於テ當時布教ヲ受持ツモノヲ云フ其資格トハ奈何ナル試験ニ及第シ奈何ナル學校ヲ卒

業シ若クハ奈何ナル履歷ヲ有スルヤヲ云ヒ資格ニ關スル定メヲキモノニ於テハ其旨ヲ記載スヘシ其選定方法トハ何人カ奈何ナル方法及奈何ナル手續ニ依リ擔當布教者ヲ定ムルヤヲ記スルヲ云フ)

年 月 日 住所(居所)

國籍

氏

名(印)

年 齡

知 事 宛

何々既設届

何々ハ明治年月日ヨリ設立致シ來リタルモノニ有之依テ左記事項御届申上候也

(以下何々設立願書ニ同シ)

別紙何々管理者(擔當布教者)ノ履歷書差上申候也

年 月 日

住所(居所)

何々設立者(管理者)

知 事 宛

氏

名(印)

(履歷書式ハ前ニ出タルモノニ同シ)

宣教ニ關スル事項

宣教ニ關シ御届申上候處ノ事項中左ノ通變更致候間此段御届申上候也

一何々

年 月 日

住所(居所)

國籍

氏

名(印)

年 齡

知 事 宛

備 考

以上ノ願(届)書中ニ記スヘキ事項ニ付キ印刷物アルモノハ之ヲ其願(届)書ニ添附シ其事項ノ記載ニ代ユルコトヲ

第九編 社寺 第九章 堂宇、教務所、説教所

得但其印刷物中ニ其他ノ事項ヲモ記載スルモノニ在テハ其記載ニ代ヘタル部分ニ記號ヲ附スルコトヲ要ス

●明治三十二年告示第百九號ノ願 届書差出方

(明治三十二年八月二十五日) (縣令第六十號)

本年(八月)本縣告示第百九號ノ願届書ハ總テ二通ヲ差出スヘシ

第十章 御陵墓

●諸王墳墓中奉祀子孫無キモノ取扱方

(明治十四年二月五日)
甲第十八號

古來諸王ニテ奉祀ノ子孫無之方々(賜姓又ハ親王宣下ノ有無ニ拘ハラス)自今總テ皇子御墓ニ準シ取扱候旨宮内卿ヨリ被相達候條管内ニ於テ該墳墓現存ノ向ハ地方傳説等詳細取調繪圖面相添可申出爲心得此旨布達候事

●御陵墓所在未定ノ分取調ニ付人 民私有地内古墳發見ノ節届出方

(明治十四年二月二十五日)
甲第二十八號

上世以來御陵墓所在未定分即今取調中ニ付テハ古墳ト相見候地ハ人民私有地タリトモ猥リニ發掘不致著ニ候得共自然風雨等ノ爲メ石槨土器等露出シ又ハ開墾中不圖古墳ニ掘當リ候様

ノ次第有之候ハハ口碑流傳ノ有無ニ不拘凡テ詳細ナル繪圖面ヲ製シ其地名竝近傍ノ字等モ取調可申出旨其筋ヨリ達有之候條此旨布達候事

●古墳ニ紛ラハシキ丘陵ハ猥リニ 發掘相成ラサル件

(明治十六年四月十七日)
甲第二十八號

御陵墓所在未定ノ分即今取調中ニ付口碑流傳ノ場所ハ勿論古墳ト相見ヘ候地ハ人民私有地タリトモ發掘不相成義ハ明治十四年(二月二十五日)甲第二十八號ヲ以テ及布達置候處近來猥リニ發掘候者有之哉ニ相聞ヘ甚以テ不都合ニ候條爾來ハ假令口碑流傳無之トモ古墳ニ紛ハシキ丘陵ハ決シテ發掘不相成候條若シ右様ノ地所不得已事情有之開拓等致シ度向ハ其ノ地名竝近傍ノ新舊字等ヲ詳記シタル繪圖面相添ヘ一應何出著手可致此旨布達候事

第九編 社寺 第十一章 名勝、舊蹟

（昭和二十六年）

名勝、舊蹟保存費補助規程

（昭和二十六年）

（昭和二十六年）

取則

（昭和二十六年）

第十一章 名勝、舊蹟

●名勝舊蹟保存費補助規程

（大正六年二月六日）
（縣令第二號）

（昭和七年四月縣令第二二號改正）

名勝舊蹟保存費補助規程左ノ通定ム

名勝舊蹟保存費補助規程

第一條 名勝舊蹟及天然記念物等ノ保存又ハ顯彰ニ必要ナル施設ヲ爲サムトスル者アルトキハ本規程ニ依リ其ノ經費二分ノ一以內ヲ補助スルコトアルヘシ

前項ノ歩合ニ依リ難キ特別ノ事情アル場合ニ於テハ歩合ヲ變更スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ左ノ調書ヲ添ヘ毎年五月末日迄ニ知事ニ願出ツヘシ

一 名勝舊蹟及天然記念物等ノ種別、名稱及所在地

二 土地ノ面積、建造物、工作物ノ種別、名稱及坪數並見

第九編 社寺 第十一章 名勝、舊蹟

取則

三口碑、沿革並詳細ナル現況調書

四 保存ニ關スル施設事項

五 前號設計書、仕様書、圖面

六 經費豫算

七 竣成年月日

第三條 補助ノ指令ヲ受ケタル者當該年度内ニ於ケル豫定ノ施設ヲ終リタルトキハ遲滞無ク精算書ヲ添ヘ知事ニ届出ツヘシ

補助金ハ前項ノ届出ヲ受理シタル後ニ於テ之ヲ交付ス但シ市町村其ノ他公共團體ニアリテハ指令ト同時ニ補助金ノ一部又ハ全部ヲ交付スルコトアルヘシ

第四條 補助ノ指令ヲ受ケタル者知事ノ命令ニ違背シ又ハ豫定ノ施設ヲ爲サス若クハ不正ノ行爲アリタルトキハ補助ヲ取消シ又ハ補助金ノ全部若クハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

附則

附則

第五條 本規程ハ大正六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二章 雜

●神社寺院失火ノ際詳悉取調具申

方 (明治三十一年六月二十一日) (訓令甲第五十一號)

郡市役所
町村役場

神社神職寺院住職ハ其神社寺院ヲ代表スル者ニシテ專ラ之カ管理ノ任ニ當ルヘキハ論ヲ俟タサル處近來神社寺院佛堂ヨリ失火シ一朝烏有ニ歸セシメ若クハ不注意ノ爲メ古來所傳ノ什物乘庶寄附ノ物品等ヲ亡失セシメタルモノ多ク此等畢竟平素管理上不行届ノ致ス所ニシテ其責ヲ免カルヘカラサル儀ニ有之就テハ市町村長ニ於テハ平常特ニ注意警戒ヲ加ヘ候様一般神社寺院佛堂ヘ示達スヘシ若シ爾來右等ノ事實ヲ生シタルトキハ所轄郡市長ニ於テ其顛末ヲ十分審査シ詳悉當廳ヘ具申スヘシ

●神社寺院ノ守札及神佛號記載ノ畫像等ハ其神社寺院ノ外出版相成ラサル件

(明治十五年十月二十八日) (甲第百六十八號)

神社寺院ノ守札ト可認モノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其神社寺院ノ外出版不相成旨其筋ヨリ被達候條此旨布達候事

●寺院佛像他ヘ持出開帳出願方

(明治十七年四月二日) (甲第二十六號)

寺院佛像他ヘ持出開帳不相成儀ハ豫テ達ノ次第有之候處右ハ相應シ自今他ヘ持出開帳ハ該寺住職檀家總代無檀家ノ寺院及本寺法類連署ノ上本山ノ添書ヲ以テ當廳ヘ可願出最モ他府縣下ニ持出開帳ノ向ハ甲乙兩管廳ヘ出願スヘシ此旨布達候事但シ寶物持出ハ勿論種々ノ妖言ヲ唱ヘ諸人ヲ惑ハシ勸財スル等決シテ不相成候事

●私祭ノ神祠佛堂へ衆庶參拜停止及出願方

(明治十年一月八日) 地甲第二號

區 戶 長

從來人民私邸内等ニ自祭スル神祠佛堂へ衆庶參拜爲致候向モ有之自然一般社寺同様ノ姿ニ相成不都合ニ付自今總テ可差停旨教部省ヨリ被達候條其區内取調右等之類有之候ハハ可差停此旨相達候事

但其建物等信向人民共有ノ筋ヲ以尙參拜爲致度候ハハ永續方法相立神官僧侶ノ内受持相定各自連署ノ上本月中更ニ可爲願出尤從前願濟ノ分ト雖モ建物等一己ノ私有ニ屬スル向ハ是又更ニ可爲願出事

●神社寺院ニ關スル願届出方

(明治二十三年二月二十一日) 縣令第八號

附 明治二十三年縣令第四四號、三五年同第二一號、

大正元年一二月同第一八號、九年一〇月同第六五號 一二年一〇月同第四一號改正

縣社以下ノ神社寺院ニ關スル當廳へ諸願届官有境内地及樹除ノ區別左ノ通り相定ム

但從前ノ令達中本文牴觸ノ廉 渾テ廢止ス

願ノ部

- 一 社寺佛堂等與廢移轉公稱
- 一 遙拜所祖靈社招魂社與廢移轉公稱
- 一 社寺外ニ設置スル教院教會所法務所講社事務所及說教所 教會結社
- 一 社格變更
- 一 社寺號改稱
- 一 祠官祠掌進退
- 一 佛像等他へ持出開帳
- 一 社寺附屬財產抵當賣却讓與貸與 但什物 郡市長ハ此限リニアラス
- 一 諸建物其他境内等舊式變換

一 社寺所有金員ノ増減

一 明細帳ノ訂正

一 民有境内地樹木伐採但枯損木(郡市長)掌管ハ此限リニアラス

一 社寺所有金員ノ處分

一 縣社以下神社例祭日變更

一 縣社以下神社例祭日

届ノ部

一 式年造營及諸建物改造

一 縣社以下神社例祭日一時變更

一 離木本寺換

一 氏子換

一 祠宇寺院内ニ設置スル教院教會所法務所講社事務所

一 教院教會所法務所講社事務所及說教所移轉廳合

一 明細帳ノ異動

但當廳ノ許可ヲ經タルモノハ此限ニアラス

一 祠官祠掌ノ死亡

一 住職ノ轉任免及死亡

大正十五年五月二十日印刷
大正十五年六月一日發行

定價金貳拾圓

著者 啓文社編輯部

岐阜縣本巢郡北方町

株式會社啓文社

代表者 村田憲治

大阪府南區東賑町

株式會社啓文社工場



印刷所

發行所

(本社) 岐阜縣本巢郡北方町
電話二六・振替東京二一五一
(工場) 大阪府南區東賑町一八番
電話 東四〇七番

株式會社 啓文社

終